

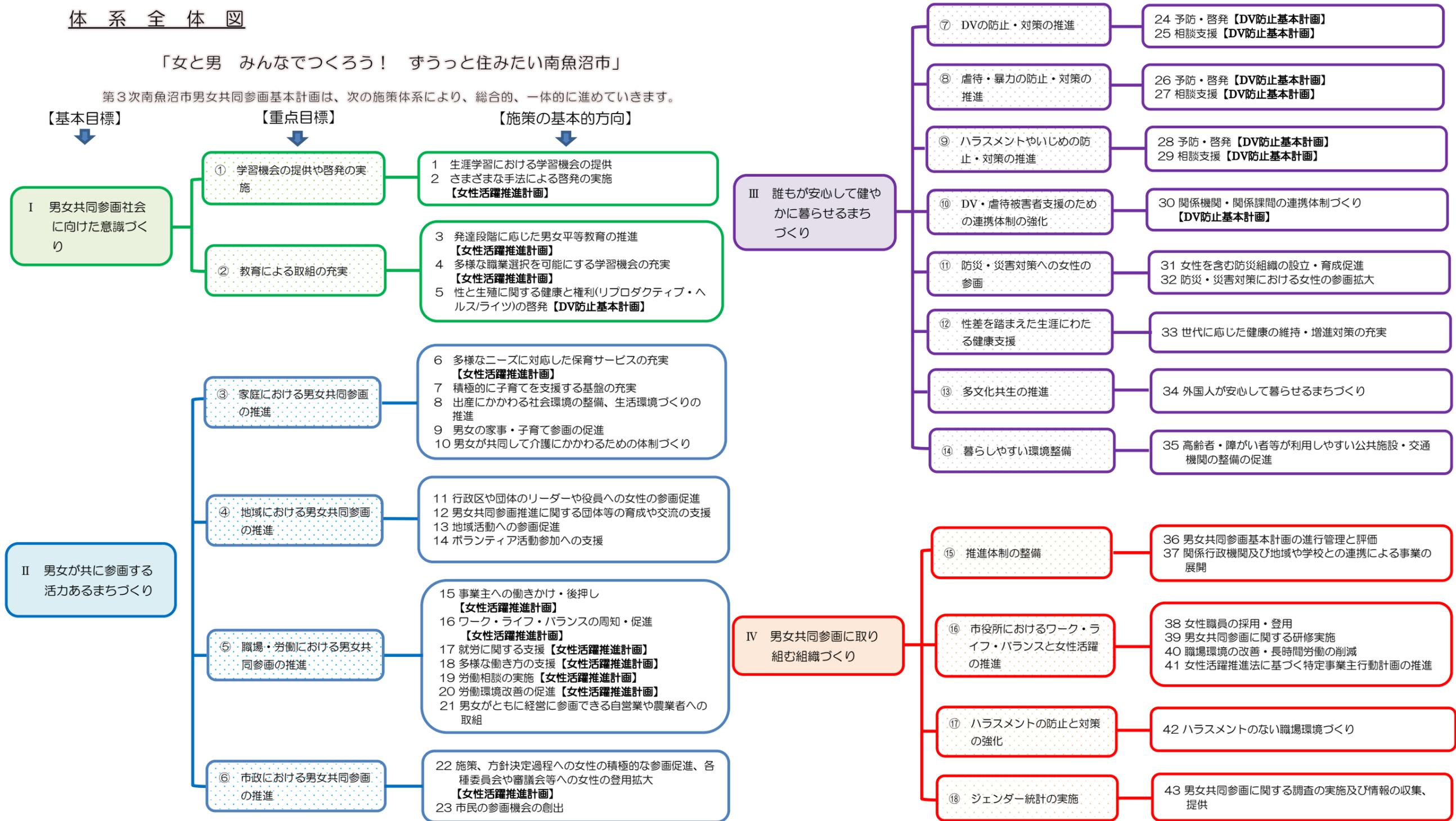
第3次男女共同参画基本計画（推進プラン）

令和2年度推進計画の評価と令和3年度推進計画（目標）

体系全体図

「女と男 みんなでつくろう！ すうっと住みたい南魚沼市」

第3次南魚沼市男女共同参画基本計画は、次の施策体系により、総合的、一体的に進めていきます。



評価基準 A: 目標に沿った成果があり、このまま継続することが必要 B: 目標達成のため、活動の一部見直しを行いつつ継続すべき C: 本年度の活動では評価することが出来ないが継続必要 D: 事業実施の実績なし、事業実施の再検討(計画からの削除含む)

基本計画掲載項目			5年後の 具体的目標(指標)	R2年度計画(目標)	R2年度取組実績	R2 年度 評価	R2年度評価理由	今後の課題	R3年度計画(目標)	担当課	
I 男女共同参画社会に向けた意識づくり	① 学習機会の提供や啓発の実施	生涯学習における学習機会の提供	高齢者、特に女性の生涯学習に対する意欲は高く、既存の公民館講座の中で、自らの趣味、教養を十分高めてきたものと思えます。 後期教育基本計画に謳われている生涯学習・社会教育のイメージプラン「学びの郷南魚沼プラン」が目指す世代間をつなぐ学びの循環の実現により、性別にとらわれない新たな学びの場づくりへとつながる取組を進めます。	高齢者、特に女性の生涯学習に対する意欲は高く、既存の公民館講座の中で、自らの趣味、教養を十分高めてきたものと思えます。 後期教育基本計画の生涯学習・社会教育のイメージプラン「学びの郷南魚沼プラン」を具体化し、世代間をつなぐ学びの循環の実現により、性別にとらわれない新たな学びの場づくりへとつながる取組を行い、新たな生涯学習を推進します。	・「地域の宝」再発見の実施 ・世代間継承を意識した取組の実施 ・自然学習、野外教育の実施 ・女性学級は、高い学習意欲に応えるための講座、研修等を受講者の学習欲求に応じた内容で実施 ・社会教育委員(公民館運営審議会委員)とともに企画、運営、人材育成について連携協議 ・学びの郷南魚沼の目指す、世代間をつなぐ学びの循環を具体化する事業の実施に向け、ロゴマーク掲載等の啓発活動の実施 ・学びの機会の情報提供等について、市報生涯学習特集号「まなびい」の発行と新潟県立生涯学習推進センターの「ラ・ラネット」を活用	B	・昨年に引き続き、地域の子ども会(万条新田)野外自然学習として、社会教育委員(深澤委員)を講師に水生生物調査を計画した。当日は雨天(少雨)であったが、現地にて生物採取を行った。 ・女性学級は、女性の社会進出を推進するために各種講座や研修、視察等を行っている。令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により年間計画を見直し、3回の視察と1講座を中止した。例年に比べ登録者が大幅に減少したが、少人数体制で各講座を実施した。	・今後も、世代間継承を意識した取組をさらに検討していくことが必要である。 ・「学びの郷南魚沼」の目指す、世代間をつなぐ学びの循環を具体化するため、公民館事業の再編等を行い、より効果的な事業展開ができるようにする。 ・学びのための「集いの場」を提供するにあたり、引き続き新型コロナウイルス感染症への対策強化が重要であり、インターネットの活用による講座・研修・会議等が行える環境を整備していく必要がある。	・世代間継承を意識した取組の実施 ・自然学習、野外教育の実施 ・女性学級について、受講者の高い学習意欲に応えるための講座及び研修等を実施 ・社会教育委員(公民館運営審議会委員)とも連携を図りながら、事業の企画や人材育成について協議を行う ・学びの郷南魚沼が目指す、世代間の交流や継承を意識した事業の推進に向け、ロゴマーク掲載等の啓発活動を実施 ・学びの機会の情報提供等について、市報生涯学習特集号「まなびい」の発行と新潟県立生涯学習推進センター「ラ・ラネット」の活用	社会教育課	
		啓発さまざまな手法による【活躍】	セミナー等を市民会議との共催で実施しました。また、県のハッピー・パートナー企業募集の周知や、「男女共同参画週間」等の広報活動に努めてきました。市民会議でも啓発チラシ「ハーモニー」を発行し、男女共同参画の重要性について情報発信をしています。 今後も市民会議等と連携しながら、普及啓発に取り組むとともに、セミナーや学習会を開催し、男女共同参画について気づきや理解を深める活動を実施します。	セミナーの開催やウェブサイトや市報による広報など、さまざまな手法による啓発を実施します。	・推進プランのウェブサイトでの公表 ・(公財)新潟県女性財団と男女共同参画地域セミナーを共催 ・男女共同参画週間(6/23～6/29)に合わせ、市報及びウェブサイトに啓発記事を掲載 ・庁内各課で主催する男女共同参画関係セミナー・研修等の費用一部負担により、市全体の啓発活動の促進を図る。	・(公財)新潟県女性財団共催の男女共同参画地域セミナーの実施を断念した。 ・推進プラン(R元評価とR2目標)をウェブサイトで公表 ・男女共同参画週間(6/23～6/29)に合わせ、市報及びウェブサイトに啓発記事を掲載	A	市報・ウェブサイトへの啓発記事の掲載など、さまざまな手法により男女共同参画社会の実現に向けた啓発を実施した。	男女共同参画所管課として、市全体の推進体制の充実に向けた取組が必要である。	・推進プランのウェブサイトでの公表 ・(公財)新潟県女性財団と男女共同参画地域セミナーを共催 ・男女共同参画週間(6/23～6/29)に合わせ、市報及びウェブサイトに啓発記事を掲載 ・庁内各課で主催する男女共同参画関係セミナー・研修等の費用一部負担により、市全体の啓発活動の促進を図る。	企画政策課
	② 教育による取組の充実	躍上	保育園・幼稚園から小学校などの発達段階に応じた男女平等教育は推進されてきています。また女性への差別は人権課題であることから、人権・同和教育について系統的な計画を作成し、発達段階や地域や児童・生徒の実態に即した適切な指導を進めます。	幼保小の連携を図り、人権の尊重、男女平等、相互理解への取り組みを継続し、指導の充実を進めます。	・幼児期の発達段階に応じた、指導を行う。 ・踊りや衣装など、男の子らしいものや女の子らしいものはあるが、本人の希望があればそれを尊重する。	子どもの人数が少なく、男女混合の活動もあり、お遊戯会での本人希望による役変更をするとともに、変更に際して保護者へ説明して了解を得ている。	A	子ども達からのさまざまな要望に対して適切な対応ができています。	子ども達からのさまざまな要望に対して適切な対応を継続していく	・幼児期の発達段階に応じた、指導を行う。 ・踊りや衣装など、男の子らしいものや女の子らしいものはあるが、本人の希望があればそれを尊重する。	子育て支援課
		躍上	・南魚沼保健所管内では、10代の妊娠件数が県数値を上回る年が多かったことから、思春期での望まない妊娠や性感染症予防が重要となっています。中学校で外部講師による性の健康教育(3年生対象)が実施されていますが、講師の確保が困難で、今後の継続が問題となっていることから、今後も継続して協議を行い、効果的な取組となるよう進めていきます。 ・男女が区別なく協力的な学習活動に参加する姿が多く見られるようになりました。全ての学校で年間指導計画を作成し、引続き男女平等教育の充実を推進していきます。 ・PTA活動等において、男女平等の意識は定着しつつあるものの、地域コミュニティの年配層では未だ理解と認識が不十分な状況です。このため、今後も継続してPTAに対する男女共同参画の意識啓発とPTAから地域コミュニティに対する啓発の発信に取り組めます。	性感染症や望まない妊娠を防ぐために必要な知識を習得し、自らの健康管理ができるよう、全ての学校で年間指導計画を作成し、子どもたちへの性教育を推進します。	市内の全4中学校で、3年生を対象とした性の健康教育を1回ずつ実施する。	4中学校で1回ずつ、性の健康講座を実施した。	A	難しい状況ではあったが、現状下でできることは行っている。	講師の確保と、講師として医師に依頼する場合、謝礼が安いことを指摘されている。	市内の全4中学校で、3年生を対象とした性の健康教育を1回ずつ実施する。	学校教育課
	③ 躍上	躍上	小学校では職場訪問、中学校では職業体験に取り組んできましたが、男女共同参画の視点での取組は不十分な状況でした。 今後は、男女が各人の能力、適性を考え、性別にとらわれず、さまざまな職業選択を可能にするための学習機会の充実を図ります。	職場体験・職場訪問などの学習機会の充実により、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、個性と能力を十分に発揮した生き方を選択できるようにします。	校長会などを通じ、様々なキャリア教育に取り組むよう指導を行う。	コロナ禍の中、職場訪問などは取りやめとなったが、各学校において可能な活動を実施している。 特色ある学校づくり事業は例年どおり実施している。	A	難しい状況ではあったが、現状下でできることは行っている。	コロナ禍で活動が制限される中でも、どう体験する機会を設けるか、ICTを活用した方策の検討が必要。	校長会などを通じ、様々なキャリア教育に取り組むよう指導を行う。	学校教育課
躍上		・学校や関係機関と連携し、思春期からの「性の健康教育」を継続実施することにより、10代での妊娠率減少を図ります。 また、広報等も含めてリプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発を進めます。 ・中学3年生の「性の健康教育」受講後の性に関する知識・理解の向上を図ります。	・学校や関係機関と連携し、思春期からの「性の健康教育」を実施する。困ったときは身近な大人や相談機関に相談すること、SOSを出すことを周知する。 ・関係機関からの要望により性教育を実施する。	・市内4中学校の中学3年生を対象に保健所等関係機関と分担し「性の健康教育」を実施した。(R2年度保健課では六日町中学校を担当) ・六日町地域づくり協議会の後援で六日町小・北辰小・六日町中・総合支援学校の保護者を対象に「性教育を学ぶ会」を実施した。	A	学校や関係機関と連携し、共通の教育媒体を用いて思春期の性に関する健康教育を実施できた。また地域の保護者に対しても学校での性教育の現状について伝え家庭での性教育がどうあったらよいか一緒に考えることができた。	10代の妊娠や予期せぬ妊娠は学業への影響や愛着形成、経済困窮などの問題を抱えやすいため、性に関する正しい知識の普及を図るとともに、困ったからSOSを出せることとそれを受け止める環境づくりが必要である。	・学校や関係機関と連携し市内4中学校の3年生を対象に「性の健康教育」を実施する。困ったときはSOSを出すことを周知する。 ・関係機関からの要望により性教育を実施する。	保健課		

評価基準 A:目標に沿った成果があり、このまま継続することが必要 B:目標達成のため、活動の一部見直しを行いつつ継続すべき C:本年度の活動では評価することが出来ないが継続必要 D:事業実施の実績なし、事業実施の再検討(計画からの削除含む)

基本計画掲載項目			5年後の 具体的目標(指標)	R2年度計画(目標)	R2年度取組実績	R2 年度 評価	R2年度評価理由	今後の課題	R3年度計画(目標)	担当課		
基本 目標	重点 目標	施策の基 本的方向	第2次基本計画期間の取組状況と 第3次基本計画期間における課題と方向性									
II 男女が共 に参画する 活力あるま ちづくり	③ 家庭にお ける男女共 同参画の推 進	6 躍保多 一育様 サーナ ービス の充実し た活	ほのほの広場の開催日数の増加及び施設の改修・改修に伴う乳児・未満児保育体制の拡大についてはほぼ計画通り整備できました。また、認定こども園での延長保育、一時預かり、土曜1日保育、子育て支援事業も開始しています。今後も費用対効果を踏まえたうえで、機能的拡充や、多様なニーズに対応した保育サービスの充実のための整備を進めていきます。 これまでの手当中心の支援から、就業、自立支援に向けた総合的な取組への変換が必要です。	ほのほの広場参加者数の増加 22,397人(H28)→25,000人(H33)	・イオンと連携して行事を行う。 ・季節の行事「ごっこあそびの日」の継続 ・お楽しみ行事「おや子にこにこタイム」と保護者向けの「ほのほの子育て講座」にわけて両講座月1回の実施		新型コロナ感染症の影響のため、4・5月休館。6月より予約制や利用制限しながら開館し事業を戻しつつある。後半は利用者が非常に多く広場の必要性は重要である。	広場での事業を充実させ、利用しやすい環境づくりをしていく。 育児相談も多く、職員のスキルアップも必要である。	・イオンと連携して行事を行う。 ・季節の行事「ごっこあそびの日」の継続 ・お楽しみ行事「おや子にこにこタイム」と保護者向けの「ほのほの子育て講座」にわけて両講座月1回の実施	子育て支援課		
			7 積極的 に子育 てを支 援する 基盤の 充実	・放課後児童クラブを市内17か所に設置して取り組んでいましたが、利用児童数が急増し、一部の施設で待機児童が生じています。このため、小学校の空き教室等を確保し、「放課後子ども教室」と一体的に取り組む、多様な体験・活動ができる環境づくりを進めます。 ・ひとり親家庭への支援として、経済的支援に加え、収入を得るための自立支援事業の拡充、子育て支援の情報発信として、子育てブックの配布を行ってまいりましたが、利用者が少ない状況にあります。今後は、関係機関と連携を強化し、よりニーズに合ったひとり親家庭への支援と、子育てのガイドブックとなるよう、子育てブックの内容を充実させ、利用者の拡大を目指します。 ・育児の援助を受けたい人と援助ができる人を繋ぐファミリーサポートセンターによる保育サービスを実施しています。提供会員の増員が課題ですが、趣旨の理解を促し、会員登録へと繋げる取組を行ってまいります。また、ほのほの広場の拡充については、ニーズにあった施設を目指して内容を検討します。	ファミリーサポート登録会員数の増加 H28年度:148人→H32年度:160人	ファミリーサポート登録会員数 (R元)119人→(R2)130人 ・「ちよっぴり託児」の広報活動を行い、利用しやすい環境を整える。 ・提供会員の確保に努め、広報活動や市報掲載をする。	ファミリーサポート登録会員数 (R元)119人→(R2)147人 提供会員数 (R元)25人→(R2)28人		問合せや利用者も増えて、着実に周知が広がっている。	提供会員の確保 ちよっぴり託児の拡充。	ファミリーサポート登録会員数 (R2)147人→(R3)160人 ・「ちよっぴり託児」の広報活動を行い、利用しやすい環境を整える。 ・提供会員の確保に努め、広報活動や市報掲載をする。	子育て支援課
			8 子どもを 育てる地 域の連携 促進事業 として、 学校支援 、家庭教 育支援、 放課後等 支援活動 を実施し てきました 。現在、 学校支援 地域本部 「はなさき 本部」、 家庭教育 支援チーム 「たんぼの 部屋」4 小学校と 支援学校 、放課後 子ども教 室「柵 庭放課後 センター」 と学校、 家庭、地 域が一体 となって 、地域ぐ るみでの 子育てを 進めてい ます。し かし、家 庭教育支 援事業で の父親向 け学習会 への参加 者が少な いなど、 依然とし て男女間 の固定的 役割分担 の意識が あるのが 現状です 。家庭教 育におけ る男女共 同参画の 必要性の 周知のほ か、地域 づくり協 議会や関 係部署な どと連携 を図りな がら、引 続き子育 ての視点 から学び あうこと でみんな が成長で きる事業 を行いま す。	・学校支援地域本部拠点校1か所(H28)→3か所(H33) ・男女ともに参加できる学校支援、家庭教育支援、放課後等支援活動の実施	・研修会などを通じて地域コーディネーターのスキル向上や各校のコーディネーターのつながりや連携を促進する。 ・男女ともに参加できる学校支援、家庭教育支援、放課後等支援活動の実施	・学校支援地域本部数 3か所 ・地域コーディネーター配置校数 しおざわ本部 小学校6校 中学校1校 むいかまち本部 小学校5校 中学校2校 やまと本部 小学校6校 中学校1校		・市内の全小中学校に地域コーディネーターを配置し、各校での活動を実施 ・各本部の情報交換会や学校関係者も参加の合同研修会を実施 ・家庭教育支援の学習会や親子教室を開催 ・活動へ男女ともにスタッフとして参画	新型コロナウイルス禍での地域コーディネーターやボランティアなどの参画の促進	・研修会などを通じて地域コーディネーターのスキル向上や各校のコーディネーターのつながりや連携を促進する。 ・男女ともに参加できる学校支援、家庭教育支援、放課後等支援活動の実施	学社 校会 教育 課	
9 出産にか かわる社 会環境の 整備、生 活環境づ くりの推 進	・これまで妊婦健診助成事業や不妊治療や不育症治療の医療費助成事業について、取組と周知を図ってきました。また、妊娠・出産期の子宮頸がんや子育て中の乳がん等が増加傾向にあることから、早期発見・治療への取組に努めています。検診会場では、乳がんの自己検診法等の普及啓発にも取り組んでいます。 今後も、医療費助成事業等について周知と丁寧な対応に努めながら、継続して取り組み、がん検診の受診率を維持するため、より受診しやすい検診体制を整備していきます。 ・マタニティサロンは土曜日に開催した結果、参加者の80%が夫婦での参加となっています。この他に関係機関等が開催する母親学級や両親学級にも夫婦での参加が増えていきます。今後も特に初産婦のより多くの参加を呼びかけるとともに、関係機関等が行う両親学級を周知していきます。	・不妊治療・不育症治療の医療費助成の継続 ・子宮頸がん検診、乳がん検診の受診率の向上	子宮頸がん検診・乳がん検診の申込をQRコードを利用し若い世代が簡単に申し込めるようにする。また乳幼児健診等さまざまな機会に申込勧奨を行う。	・子宮頸がん・乳がん検診の申し込みは、クーポン券対象者へのお知らせハガキにQRコードをつけ、ウェブ申し込みできるようになった。乳幼児健診のカンレンダー送付時や、乳幼児健診会場、2か月児訪問時などに子宮頸がん検診の申し込みを受け付けている。 ・子宮頸がん検診の申し込みに対する受診率(69歳以下)は67.9%、乳がんは84.8%と令和元年度の受診率を下回った。		・新型コロナ感染症予防のため、他の健診同様に、子宮頸がん、乳がんで三密を避けるため受け入れ人数を制限しながらの実施となった。そのため日程変更を希望した一部の申込者が受診できなくなる事態も起きた。健診申込者にたいする、健診受診率も低下した。	・健診受診率の回復のため、新型コロナウイルス感染症予防に留意した健診体制をPR。 ・昨年クーポン券に該当であったが、健診受診が受けられなかった対象者に対して、今年度もクーポン利用ができる体制とする。 ・乳がん検診では飛び込みでの受診希望者を受け入れる。 ・中学生向けの性教育のなかでHPVワクチン接種のPRを行いながら子宮頸がんに関する知識の普及啓発も実施していく。	・検診受診率の向上。(69歳以下の申込者に対する受診率80%以上) クーポン利用の継続。 ・安全な検診のPRと乳がん子宮がんの知識の普及啓発。	保健課			
10 基幹病院 開院に伴 う魚沼地 域の病院 再編後も 2つの市 立病院の 運営によ り、医療 需要に応 じた安定 的な診療 提供が実 施されて います。し かしなが ら、医師 の地域的 偏在など により、 常勤医師 の確保は 容易では なく、特 に小児科 、婦人科 では医師 の絶対数 不足のた め、大学 医局等か らの非常 勤医師の 派遣によ り診療を 行っている 状況です 。今後も 引き続き 、常勤医 師確保対 策を進め る必要が あります 。また、 看護師不 足も課題 となっ ています 。引続き 市立病院 において 院内保育 所を運営 するなど 、育児世 代の看護 師の働き 方の改善 や、出産 後の職場 復帰を支 援する取 組を進め ます。	・機能分化に基づく医療提供体制の構築 ・常勤医師の確保と並行し、医師派遣による協力体制の構築	育児中の職員に対する人事配置等については継続して配慮していく。 男女ともに安心して社会参画ができるような生活環境の実現のため、引き続き常勤医師の確保に取り組むとともに、既存の枠組みにとらわれない、より強固な医師派遣協力体制の構築ができるよう、医師の派遣元となる医療機関への働きかけを強化する。	市立病院として、夫婦が共に夜間勤務に従事することのないような人事配置や勤務割とすることで、育児中の職員が積極的に社会参画できるよう柔軟に対応を行った。市民病院における小児科医療需要は極めて少ないことから、地域内の医療機関との役割や機能の分担という観点から市民病院小児科については発展的に縮小し、R2年度においては週3日の診療とした。一方で、常勤医確保の取組により自治医科大学附属さいたま医療センターに寄附講座を開設し、常勤内科医2名を迎えることができた。子育て世帯の需要が大きい皮膚科については、R元年度末の常勤医退職後、新たな枠組みで非常勤医師を確保し、外来診療については従前と同等のサービス提供ができるよう努めた。		市民のための環境づくりとしては、新たな取組により、安定的な医療提供体制の確保に向け一歩前進することができた。また、市立病院では、人事管理面を中心に育児中の職員が積極的に社会参画できるような努力も、育児世代に限らず気兼ねなく休暇が取得できる人員体制、職場環境の実現に向けた検討を行う必要がある。	病院事業では、経営改善と働き方改革のバランスがとれた人員体制の整備が求められている。年次有給休暇の取得日数が少ない部署も多いことから、少なくとも、育児世代に限らず気兼ねなく休暇が取得できる人員体制、職場環境の実現に向けた検討を行う必要がある。	育児中の職員に対しては、人事配置等について引き続き配慮していく。 男女ともに安心して社会参画ができる生活環境の実現のため、常勤医師確保に努めるとともに、ニーズの高い診療科については医師派遣協力体制がより強固なものとなるよう、派遣元医療機関との連携強化を図る。	市民病院				

評価基準 A: 目標に沿った成果があり、このまま継続することが必要 B: 目標達成のため、活動の一部見直しを行いつつ継続すべき C: 本年度の活動では評価することが出来ないが継続必要 D: 事業実施の実績なし、事業実施の再検討(計画からの削除含む)

基本計画掲載項目			5年後の 具体的目標(指標)	R2年度計画(目標)	R2年度取組実績	R2 年度 評価	R2年度評価理由	今後の課題	R3年度計画(目標)	担当課	
基本 目標	重点 目標	施策の基 本的方向	第2次基本計画期間の取組状況と 第3次基本計画期間における課題と方向性								
		男性の家事・子育て参画の促進	マタニティサロンは、夫婦での参加が多くなってきましたが、その後の乳幼児健診や育児に関する講座等への父親の参加はまだまだ少ないのが現状です。しかし、1歳6か月児健診や3歳児健診になると、父親だけで子どもを連れてくる人もいて、ともに育児に関わる姿を見かけるようになりまし。今後も乳幼児健診等での父親参加についても働きかけを行い、男性の家事や子育てへの関心を高めていきます。	マタニティサロン、乳幼児健診、育児学級等への父親の参加促進 (H28年度父親参加率: マタニティサロン82.6%、育児学級2.8%、4か月児健診10.5%、1歳6か月児健診7.8%、3歳児健診9.5%)	・マタニティサロンへの夫の参加を促し、前年度より夫参加率の向上を目指す。 ・乳幼児健診・育児学級の父親参加を促し、前年度より父親参加率の向上を目指す。	・マタニティサロンへの夫参加率 94.0% ・父親参加率 4か月健診 13.5% 1歳6か月健診 15.3% 3歳児健診 13.8% ・コロナウイルス感染症予防のため育児学級は他事業と合同開催に変更した		コロナ禍であったが、マタニティサロンの夫参加率、乳幼児健診の父親参加率ともに前年度より増加した。育児学級はコロナウイルス感染症予防のため他事業と合同開催に変更したため父親の参加を促す機会とはならなかった。	父親も子どもの健診等に参加してもらえるよう働きかけ、男性の子育てへの関心を高め子育て参画の機会とする	・マタニティサロンへの夫婦での参加を促す。 ・乳幼児健診や家事育児への父親参加を促す。	保健課
		保育園行事、マタニティサロン、育児学級等への参加、保育園保護者会の役員の男性就任状況などからも、男性の子育て参画は進んでいると感じられます。今の子育て世代は、男女平等の教育を受け、共働きも当たり前、育児や家事を分担し合わなければ成り立たない生活スタイルになってきていますが、まだまだ女性に負担が偏っている家庭も多いため、今後とも機会を捉えて啓発していくことが必要です。	男性の子育て参画に向けた啓発の充実	保育園行事への参加や、保育園保護者会役員などへの参加の呼びかけを行う。	保護者会への役員就任もみられ、そのほか保育園行事(親子遠足など)にも父親参加がみられる。		A	保護者会への両親での参加もみられた。保護者会役員に関しても男性の会長職就任もあった。	男性が参加しやすい保育園運営を心がけていく	保育園行事への参加や、保育園保護者会役員などへの参加の呼びかけを行う。	子育て支援課
南魚沼市図書館での「読書のつどい」や「絵本のへや」、ボランティアによる読み聞かせ等の「たんぼぼ座」、青少年育成市民会議の「心豊かな子育て教室」など、親子で参加できる教室を開催し、男女共同参画に取り組んできました。男性参加は増える傾向にありますが、まだ数としては少ない状況です。事業内容の充実を図るとともに、男性参加を狙いとして事業を実施する男性スタッフの割合を増やすことを検討するなど、男性が子育て教室等に気軽に参加できる環境づくりに努めます。赤ちゃんと一緒に絵本を読み、楽しくあたたかい一時を家族で共有できるよう、引き続きブックスタート事業に取り組めます。読み聞かせへの男性の関心が高まるように、現在は4か月児健診時に保護者へ絵本2冊を手渡しています。	平日を中心に行われている図書館での読み聞かせの事業等を土日などに実施することで若干ではあるが男性の参加も見られるようになってきていることから、土日祝の事業を増加させるなど、気軽に参加できる環境づくりに努めます。	幼児向けのよみきかせ等の事業を継続して実施し、男性も気軽に参加できるような環境づくりを行う。 ・土日祝日のイベント開催 ・児童コーナー等のオープンスペースでの開催	・土日祝日のイベント開催 18回 ・ブックスタート事業参加者 48人		A	R2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため7月から再開することができた。 ・土日祝日に男性が子どもを連れて、あるいは両親揃って来館する方が多くなってきているので、引き続き土日祝日の事業開催を進めていく。 ・ブックスタート事業にも男性職員に参加してもらうことにより、男性の参加を推進する。	土日祝日のイベントの増加や参加しやすい雰囲気づくりを行う。	幼児向けのよみきかせ等の事業を継続して実施し、男性も気軽に参加できるような環境づくりや啓発を行っていく。 ・土日祝日のイベント開催 ・コロナ対策をしっかりと実践し、児童コーナー等のオープンスペースでの開催を進める。	図書センター		
	男女の女性が体共同づくりに関心を持てる	市では、在宅介護支援や介護予防事業を通じて、男女共同参画に向けた意識啓発、社協では、介護者交流会の開催や各地区で行っている介護者の会に対する支援、生活支援等に対するボランティアの養成に取り組んできました。しかし、家庭内における介護については、女性が担うことが多いのが現状であり、介護が1人の人に集中しないよう男女が支えあっていることが求められています。また、老々介護や一人暮らしの高齢者の増加に伴い、地域で支える生活支援ボランティア等の必要性が増しており、新たな人材の確保が急がれています。こうした現状を踏まえ、関係機関と連携して介護に関する相談の充実、生活支援等に対するボランティア活動の周知・広報活動、また、在宅介護や介護予防事業を通じて男女共同参画を推進することにより、介護人材不足の解消を図り、地域で高齢者を支えることのできる地域包括ケアシステムの構築を目指します。	・認知症サポーター養成数の増加 延べ10,000人(H33) ・ふれあいいきいきサロン参加者数の増加(総合計画指標再掲) 20,500人(H33)	認知症サポーター養成講座 中学校1年生を対象に継続的に実施するとともに、住民や職域に声掛けを実施する。 ・認知症サポーター養成 1,000人 社協と協力し引き続き新規サロンの立ち上げなどボランティア活動の周知・広報活動を行う。 ・ふれあいサロン延べ参加者数 20,400人	認知症サポーター養成講座 13回 参加人数 514人(延べ11,369人) ふれあいサロン延べ参加者数 5,737人		R2年度は、新型コロナウイルス感染により、集団での講義等ができない状況だった。中学1年生に対しても依頼のあった学校のみ実施している。 ふれあいサロンも新型コロナウイルス感染症により開催を中止したサロンも多かったため、参加人数が減っている。	新型コロナウイルス感染症の拡大状況によって、講義の拡大状況が変わってくる。 R3年度においては、感染予防を取り入れながら、できる範囲での講座の実施を行っていく。 サロンについても、感染拡大状況や予防接種の状況をみながら、再開していけるように支援をしていく。	・認知症サポーター養成講座の実施 中学校1年生を対象に実施。 五十沢地域を中心に行っていく。 ・社協と協力し休止したサロンの再開、新規サロン立ち上げなどボランティア活動の周知・広報活動を行う。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響もあり活動可能期間は昨年度並みとなること予想される。 ふれあいサロン延べ参加者数 6,000人	介護保険課	
④	地域における男女共同参画の推進	行政長官の参画促進や区役員の女性比率	行政長官の参画促進や区役員の女性比率 5.6%(H28)→6.6%(H33)	・春季行政区長会で女性役員登用に推進に関する依頼(啓発)を実施 ・秋季行政区長会で女性役員登用状況に関するアンケート調査を実施	・春季行政区長会で女性役員登用に推進に関する依頼(啓発)を実施 ・秋季行政区長会で女性役員登用状況に関するアンケート調査を実施 ・行政区における女性役員の比率 (R元) 5.5%→(R2) 7.3%	A	行政区長会における依頼やアンケート調査を実施した結果、女性役員比率は向上した。しかし、役員は年度ごとに交代することにも鑑み、引き続き行政区長会における啓発と調査を行う必要がある。	慣例として世帯主が役員に選出される行政区も多いという調査結果から、「役員であること」に関わらず、まずは、女性が行政区の活動に参画することの意義について啓発することにより、将来的な女性役員比率の上昇に向けた意識づくりを図る必要がある。	・春季行政区長会で女性役員登用に推進に関する依頼(啓発)を実施 ・秋季行政区長会で女性役員登用状況に関するアンケート調査を実施	企画政策課	
	流す男の女支団共援体同参の画育成進に交関	男女共同参画市民会議では、男女共同参画にかかわるアンケート調査の実施や、市民や企業を対象としたセミナー等が開催され、独自の視点による男女共同参画社会の実現に向けた意識改革の取組が進められています。今後は、地域全体に男女共同参画の取組を波及させるため、あらゆる分野における男女共同参画の推進について、市民会議と情報共有を図り、協力体制を構築しながら取組の拡大を進めます。 ・市民会議に限らず、男女共同参画の推進に取り組む市民団体や地域コミュニティを支援し、連携しながら取組の拡大を図ります。	地域全体に男女共同参画の取組を拡大させるため、市民会議との情報共有の機会を増加させ、協力体制を構築しながら取組を進めます。	地域づくり協議会に(公財)新潟県女性財団共催の男女共同参画地域セミナーへの参加依頼	(公財)新潟県女性財団共催の男女共同参画地域セミナーの実施を断念した。そのため、地域づくり協議会への周知も行わなかった。	C	(公財)新潟県女性財団共催の男女共同参画地域セミナーの実施を断念した。今後は、地域づくり協議会などの地域コミュニティとの連携に取り組む。	男女共同参画の推進に取り組む市民団体や地域コミュニティの掘り起こしが必要である。	地域づくり協議会に(公財)新潟県女性財団共催の男女共同参画地域セミナーへの参加依頼	企画政策課	
	地域活動への支援	地域づくり協議会では女性の役員就任や女性部といった組織が出来るなど、徐々に男女共同参画が進みつつありますが、ほとんどの役員を男性が占めているのが現状です。地域は身近な暮らしの場であり、地域における男女共同参画の推進は、地域づくりの活力にもなります。地域活動への女性の参加促進をはじめ、多様な視点からのアイデアや意見が採用され、充実した地域づくり協議会の事業が行える環境づくりを推進していきます。	女性役員の存在する地域づくり協議会数 5協議会(H28)→10協議会(H33)	女性役員の存在する地域づくり協議会数 5協議会(R元)→6協議会(R2)	役員に女性が就任している地域づくり協議会は、5協議会だった。ただし、委員に女性が就任している協議会を含めると7協議会だった。	B	役員の就任している協議会数は、昨年度と変わらなかったが、委員の就任している協議会を含めると、僅かではあるが昨年度よりも数が増えている。各協議会の事務長を中心に、こちらの意図を汲んでもらい、取り組んでもらえたものと思う。	急激に女性役員を増やすことは容易ではないので、引き続き、各協議会の会議などの場で、周知を図っていききたい	女性役員の存在する地域づくり協議会数 5協議会(R2)→6協議会(R3)	U & Iとときめき課	
		環境問題への女性参画に向けて、環境審議会委員への環境問題に関心のある女性の登用に取り組んできました。しかし、環境問題に関心のある女性の情報が少なく、委員への登用が進んでいないのが現状です。個人情報に配慮しつつ県等の関係機関へ情報提供を依頼するとともに、独自に情報収集に努め、環境審議会の女性委員の登用拡大を目指します。	環境審議会委員の男女構成で女性委員の比率 H28:10%→H33:30%	学識一般で大和地域の選出を女性委員となるよう選定に取り組む。	適任者が見つからず、計画の達成とならなかった。 女性委員の比率実績 10% (男性9人、女性1人)	C	R2年度中に1人欠員となっていた「学識一般」枠について、女性の選定に取り組んだが、適任者が見つからなかった。欠員状態を長期化させることはできず、男性を選定したため、計画の達成とならなかった。	R3年度末に改選があるため、現委員の留任の意向を尊重しつつ、女性の選定に取り組むたいが、環境問題に知見のある適任者の情報収集が課題である。	改選時に留任の意思がない学識一般の委員がいた場合には、選出を女性委員となるよう選定に取り組む。	環境交通課	

評価基準 A: 目標に沿った成果があり、このまま継続することが必要 B: 目標達成のため、活動の一部見直しを行いつつ継続すべき C: 本年度の活動では評価することが出来ないが継続必要 D: 事業実施の実績なし、事業実施の再検討(計画からの削除含む)

基本計画掲載項目			5年後の 具体的目標(指標)	R2年度計画(目標)	R2年度取組実績	R2 年度 評価	R2年度評価理由	今後の課題	R3年度計画(目標)	担当課		
基本 目標	重点 目標	施策の基 本的方向	第2次基本計画期間の取組状況と 第3次基本計画期間における課題と方向性	女子力観光情報チームがブログにより、女性の視点による観光情報の発信を行っています。今後も観光の魅力づくりに様々な年代の女性が積極的に参加し、活動できるような支援を行います。また、SNS等を利用した観光情報を多くの女性から発信できる仕組みなどを検討していきます。	・SNS等を利用した観光情報の発信総数のうち、50%を女性の発信とします。 ・SNS等を利用した観光情報等の発信を女性からも積極的に進めます。	・R2年度で10周年を迎えるにあたり、新しい展開を考えていく。 ・情報発信を継続していくためにも、新規メンバーや新規サポーターの誘致をする。 ・各イベントへの協力を継続することで、全国へ南魚沼を発信していく機会を増やす。	・新型コロナウイルスの影響により、投稿数は減少したが、メンバーに加えブログサポーターの協力により、様々な分野で情報発信ができた。 ・市の「医療のまつづくり検討委員会」にメンバーが参加し、市内の温泉についての提案を行った。 ・結成10年の節目を迎え、新体制構築について新しい展開を考え、調整を行った。	C	・新型コロナウイルスの影響により、情報発信の頻度は減少したが、様々な内容で情報発信ができた。 ・イベントが軒並み中止となり、南魚沼市を発信する機会が少なかった。 ・新体制での活動が充実するよう活動内容を調整した。	・新体制ではメンバー数も減り、活動内容が制限されてしまいう中で、効果的な発信や充実した活動ができるかを考えていく。 ・今までブログで発信していた情報を、SNS発信を中心にし、リーチ数の増加や、若者の目に届くよう発信していく。 ・新規メンバーの募集も継続して行う。	・より多くの人に情報を届けられるよう、ブログでの発信からSNS(Instagramなど)からの発信を中心に、情報発信をしていく。 ・情報発信を継続していくよう、新規メンバーの募集もする。 ・メンバー数が少ない新体制で、今後どのように効果的な活動ができるよう、検討していく。	商工 観光課
		13	婦人会活動への支援という観点から、補助金の交付による財政的な支援、研修等への市バスの提供、各種事業への担当職員の派遣や協力を行ってきました。しかし、若い世代の婦人会離れが顕著となり、現在活動を行っている婦人は2団体に減少し、婦人会の組織維持が大きな課題となっています。市としても、財政や人的な面での協力には限界があることから、公民館のほか、地域づくり協議会や行政区とのつながりを強めるよう働きかけを行い、婦人会の維持存続を支援します。	・現状の組織の維持 ・地域コミュニティ協議会との連携促進	浦佐婦人会、六日町婦人会と活性化に向けた協議を実施する。	浦佐婦人会がR2年度に解散となり、六日町婦人会のみとなった。婦人会の存続について地域づくり協議会や行政区などとの協議ができなかった。	D	浦佐婦人会がR2年度に解散となり、六日町婦人会のみとなった現状では、組織維持のため、地域づくり協議会、行政区長会とのつながりをさらに強める必要があり、ますます公民館とのつながりはなくなり、R2年度は関係する機会がなかった。現状の活動について、評価するに当たらない状況となっている。	婦人会について、婦人会としての活動がほとんどない中、婦人会活動における公民館の位置づけを見直したい。	六日町婦人会の組織存続に向け、公民館としてできることを探る。	社会 教育課	
		ボランティア活動参加への支援	社協内に設置しているボランティアセンターでは、ボランティア活動のコーディネートや、運転や傾聴のボランティアの養成に取り組む一方、既存のボランティアグループには資質向上と団体育成のための研修会などを行ってきた結果、参加者は少しずつ増えていますが、ボランティア活動を高齢者が担っている現状は変わっておらず、後継者不足などの状況は改善できていません。ボランティアに関する活動内容の周知等、広報活動を継続して行い、参加者の底上げと活動の場の増加を目指します。また、若い世代への情報発信の方法についても検討し必要な改善に努めます。	・社会福祉協議会に設置されている南魚沼市ボランティアセンターを活用した、ボランティア活動の紹介や啓発、研修を実施します。 ・ボランティア活動の広報を継続し、理解と参加促進を図ります。	(1)ボランティアセンターの運営 ボランティア活動の推進を目的として、受付、登録、活動紹介や啓発、研修などを行う。 (2)ボランティア組織の強化、育成、活動支援 ボランティア活動の円滑化を図るため、組織の強化、育成支援を目的に活動費を助成する。 (3)ボランティア保険への加入 ボランティア登録者へ保険の加入を行い、活動の支援を行う。 (4)ボランティアふれあいまつり事業への支援 大和地域で行われる「八色の森市民まつり」にボランティアブースを出展し、ボランティア活動の周知とボランティアの募集を行う「ボランティアふれあいまつり」を支援する。 (5)24時間テレビチャリティー事業 日本テレビが主催する24時間テレビチャリティー募金活動に協力し、街頭募金活動を行う。 (6)災害ボランティア研修会開催事業 地震、風水害、豪雪等の災害時に対し、対処できるよう市民対象に研修会を開催する。 ※災害ボランティア設置訓練を開催予定 (7)災害援護事業 火災、自然災害等により罹災された世帯へ見舞金品を支給する。 (8)除雪ボランティア活動推進事業 豪雪時に要援護世帯等へ緊急的に除雪ボランティアを派遣する。また、除雪ボランティアのすそ野を広げるために県内外に対して除雪ボランティアを養成する。	ボランティア受付登録者数:実数1,444名延登録者数2,324名(113グループ) ・ボランティア研修会(ボランティアセンター・なじもネット合同研修会)67人参加 ・愛は地球を救うキャンペーン(新型コロナウイルス蔓延防止のため街頭募金を中止) ・ボランティア視察研修会(中止) ・社協だよりで年6回ボランティアの記事を掲載 ・南魚沼市介護支援ボランティア制度(登録ボランティア数51人、受入施設18施設、清算ポイント数245ポイント) ・八色の森市民祭りや24時間テレビチャリティー募金、ボランティア視察研修等が中止となった。 また、新型コロナウイルス蔓延防止のため、施設や病院、学校等でボランティアの受入が中止となり介護支援ボランティア制度(ボランティアポイント)や団体の活動が縮小している。 ・個人ボランティアの活動やなじもネット等について、積極的に情報発信を行い、ボランティア人口の底上げに努めた。 ・例年にない大雪に除雪ボランティア活動の呼びかけを行った結果、多くのボランティアより除雪ボランティア活動に参加してもらった。	B	・ボランティアセンターの運営 関係機関等と連携しながら、ボランティアに対する研修会や交流会事業を行ったことで、活動の活性化やボランティア同士のネットワークの推進を図ったが、新型コロナウイルス蔓延防止のため予定されていた八色の森市民祭りや24時間テレビチャリティー募金、ボランティア視察研修等が中止となった。 また、新型コロナウイルス蔓延防止のため、施設や病院、学校等でボランティアの受入が中止となり介護支援ボランティア制度(ボランティアポイント)や団体の活動が縮小している。 ・個人ボランティアの活動やなじもネット等について、積極的に情報発信を行い、ボランティア人口の底上げに努めた。 ・例年にない大雪に除雪ボランティア活動の呼びかけを行った結果、多くのボランティアより除雪ボランティア活動に参加してもらった。	・養成講座等を積極的に行いボランティアの底上げを行う。 ・新型コロナウイルス蔓延防止のため、施設ボランティアの受入が出来ず、活動が出来ていない。また養成講座や視察研修等も今年度は少しずつ出来る事業から進めていきたいが、今後の感染状況によっては急遽予定が中止となる可能性がある。	(1)ボランティアセンターの運営 ボランティア活動の推進を目的として、受付、登録、活動紹介や啓発、研修などを行う。 (2)ボランティア組織の強化、育成、活動支援 ボランティア活動の円滑化を図るため、組織の強化、育成支援を目的に活動費を助成する。 (3)ボランティア保険への加入 ボランティア登録者へ保険の加入を行い、活動の支援を行う。 (4)ボランティアふれあいまつり事業への支援 大和地域で行われる「八色の森市民まつり」にボランティアブースを出展し、ボランティア活動の周知とボランティアの募集を行う「ボランティアふれあいまつり」を支援する。 (5)24時間テレビチャリティー事業 日本テレビが主催する24時間テレビチャリティー募金活動に協力し、街頭募金活動を行う。 (6)災害ボランティア研修会開催事業 地震、風水害、豪雪等の災害時に対し、対処できるよう市民対象に研修会を開催する。 (7)災害援護事業 火災、自然災害等により罹災された世帯へ見舞金品を支給する。 (8)除雪ボランティア活動推進事業 豪雪時に要援護世帯等へ緊急的に除雪ボランティアを派遣する。また、除雪ボランティアのすそ野を広げるために県内外に対して除雪ボランティアを養成する。	福祉課	
⑤	職場・労働における男女共 15	躍事業主への働きかけ・後押し 活	市民会議主催の講演会の会場で市内の「新潟県ハッピーパートナー企業」登録企業の取組を紹介した啓発パネルの展示を行うなど、その周知と登録促進に努めました。「ハッピーパートナー企業」の登録を増やすためには、登録したことによるメリットや制度の周知に加え、市独自のメリットの設定などが検討課題となっています。今後も県や市民会議と連携を図りながら、企業に対して情報提供を継続的にしていきます。	新潟県ハッピーパートナー企業登録企業数 16社(H28)→20社(H33)	・男女共同参画週間(6/23~6/29)に合わせ、市報及びウェブサイトに啓発記事を掲載 ・新潟県ハッピーパートナー企業登録企業数 (R元)20社→(R2)21社	・男女共同参画週間(6/23~6/29)に合わせ、市報に啓発記事を掲載 ・新潟県ハッピーパートナー企業登録企業数 (R元)20社→(R2)22社	A	登録企業数が順調に増加しているため、引き続き周知に取り組む。	登録企業数が順調に増加しているため、引き続き周知に取り組む。	・男女共同参画週間(6/23~6/29)に合わせ、市報及びウェブサイトに啓発記事を掲載 ・新潟県ハッピーパートナー企業登録企業数 (R2)22社→(R3)24社	企画 政策課	
			ハローワークと連携し、市内企業に対して方針決定過程への女性の参画のに向けた啓発を推進してきました。しかし、多くの分野において、女性の参画は十分に進んでいないのが現状です。少子高齢化や人口減少など社会環境の変化が進む中、方針決定過程への女性の参画はますます重要となります。引き続き企業に対する理解促進のための広報啓発を行うとともに、実態把握に努めます。	ポスターの掲示場所やパンフレットの配布場所や枚数を増やすなど、広報啓発活動を拡大(ポスター掲示場所の増、パンフレットの配布場所と配布枚数の増)	・市役所各庁舎等へのポスターの掲示及びパンフレットの設置 ・企業メールを活用し、企業へ理解促進を啓発 ・ハローワーク、商工会などと連携し、事業主の理解促進を図る取組を実施	・市役所各庁舎等へのポスターの掲示及びパンフレットの設置 ・企業メールを活用し、企業へ理解促進の啓発を行った。	C	従来の活動のみで、広報啓発活動の拡大が図れなかった。	劇的な理解促進は難しいことから、継続的な啓発活動が必要。特に、事業主の理解が重要なことから、事業主や管理職の理解促進に向けた取組が必要。	・市役所各庁舎等へのポスターの掲示及びパンフレットの設置 ・企業メールを活用し、企業へ理解促進を啓発 ・ハローワーク、商工会などと連携し、事業主の理解促進を図る取組を実施	商工 観光課	

評価基準 A: 目標に沿った成果があり、このまま継続することが必要 B: 目標達成のため、活動の一部見直しを行いつつ継続すべき C: 本年度の活動では評価することが出来ないが継続必要 D: 事業実施の実績なし、事業実施の再検討(計画からの削除含む)

基本計画掲載項目			5年後の 具体的目標(指標)	R2年度計画(目標)	R2年度取組実績	R2 年度 評価	R2年度評価理由	今後の課題	R3年度計画(目標)	担当課	
基本 目標	重点 目標	施策の基 本的な方向	第2次基本計画期間の取組状況と 第3次基本計画期間における課題と方向性								
同 参 画 の 推 進	16	【活 躍 ス ク 】 の 周 知 ・ 促 進 バ	ワーク・ライフ・バランスの周知について、関係機関との連携によりポスターの掲示、パンフレットの設置を行ってきました。しかし、日本の女性の労働力率の現状を見ると、30歳代を底としたいわゆる「M字カーブ」を描いており、依然として結婚、出産、子育て期に就業を中断する女性が多いことが挙げられます。今後も関係機関と連携し、企業などに対して育児・介護休暇制度や多様な勤務形態の導入等の情報提供や啓発を行うなど、働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮できる社会づくりを進めます。	企業などに対して育児・介護休暇制度や多様な勤務形態の導入等の情報提供や啓発活動を実施します。	・市役所各庁舎等へのポスターの掲示及びパンフレットの設置 ・企業メールを活用し、企業へ理解促進を啓発 ・ハローワーク、商工会などと連携し、事業主の理解促進を図る取組を実施	C	従来の活動のみで、広報啓発活動の拡大が図れなかった。	劇的な理解促進は難しいことから、継続的な啓発活動が必要である。特に、事業主の理解が重要なことから、事業主や管理職の理解促進に向けた取組が必要である。	・市役所各庁舎等へのポスターの掲示及びパンフレットの設置 ・企業メールを活用し、企業へ理解促進を啓発 ・ハローワーク、商工会などと連携し、事業主の理解促進を図る取組を実施	商 工 観 光 課	
		就 労 に 関 する 支 援 【活 躍 ス ク 】	ハローワークと連携し、ポスターの掲示やパンフレットの設置を行ってきました。就労支援として、出張ジョブカフェを実施し、新規卒業者の内定率の向上に取り組んでいます。今後も関係機関と連携し、就職・再就職を望む女性が、職業選択の幅を広げ、円滑に就職できるよう、能力開発の機会や情報提供を行います。また、市内企業に向けた労働に関する制度等の周知を図ります。	関係機関と連携し、就職を望む女性に対する能力開発の機会などの情報提供や市内企業に向けた労働に関する制度等の周知を図ります。	・市役所各庁舎等へのポスターの掲示及びパンフレットの設置 ・企業メールを活用し、企業へ理解促進を啓発 ・ハローワーク、商工会などと連携し、事業主の理解促進を図る取組を実施	市役所各庁舎等へのポスターの掲示及びパンフレットの設置 ・企業メールを活用し、企業に各制度の周知 ・ハローワークと連携し、市役所庁舎にハローワーク求人情報を設置 ・企業紹介動画により企業を紹介し就職の促進	B	(一社)南魚沼市まちづくり推進機構に委託し、企業紹介動画の作成し、動画による市内企業の周知ができた。	就職・再就職を希望する方に情報提供をどのように行うかが課題である。	・市役所各庁舎等へのポスターの掲示及びパンフレットの設置 ・企業メールを活用し、企業へ理解促進を啓発 ・ハローワーク、商工会などと連携し、事業主の理解促進を図る取組を実施	商 工 観 光 課
	17	【活 躍 ス ク 】	就 職 で き な い 、 就 職 し た が 離 職 し た 若 者 の 就 労 支 援 と し て 、「 職 場 見 学 」 や 「 働 く 講 座 」 な ど を 実 施 し 、 参 加 者 は 年 々 増 加 し て い ま す 。 参 加 者 か ら は 就 労 に 対 する 不 安 要 因 を 解 消 す た め の 支 援 が 求 め ら れ て い ま す 。 そ の た め 、 市 関 係 部 署 や 関 係 機 関 と 連 携 し な が ら 就 労 の 前 段 階 の 職 場 体 験 な ど 段 階 的 な プ ロ グ ラ ム の 充 実 を 進 め て い き ま す 。 引 き 続 き 利 用 者 ニ ーズ を 把 握 し な が ら 、 参 加 し や す い プ ロ グ ラ ム を 検 討 し 周 知 を 図 り ま す 。	・就労前支援プログラムの実施 ・就労体験活動の増加	・利用者の状況に合った就労前支援プログラムや体験活動の実施 ・ハローワークや長岡地域若者サポートステーションと連携した就労支援	・就労前支援プログラム実施回数 働く講座 3回 ・就労準備・体験実施回数 就労準備 3回 就労体験 1回 職場見学 1回	A	・長岡地域若者サポートステーションから講師を迎え「働くための準備講座」を実施 ・個々の利用者に応じた就労などの体験や就労準備を実施 ・長岡地域若者サポートステーションなどとの連携による就労支援や障がい者就労・生活支援センター「あおぞら」との同席相談を実施	利用者の就労に対する意識づけ	・利用者の状況に合った就労前支援プログラムや体験活動の実施 ・ハローワークや長岡地域若者サポートステーションと連携した就労支援 ・社会福祉協議会就労準備支援事業の活用	子 ど も ・ 若 者 ・ 相 談 支 援 セ ン
			躍 多 一 様 な 働 き 方 の 支 援 【活 躍 ス ク 】	働きやすい職場環境づくりのための啓発活動や、にいがた産業創造機構等と連携した起業促進に取り組んできました。引き続き関係機関と連携しながら、子育て等との両立が可能な職業訓練や職業紹介などを実施し、女性が活躍するために必要となるスキルの養成や人材育成を促進します。起業促進については、女性特有の課題を踏まえ、粘り強く諸政策を進めていく必要があります。雇用創出の観点からも、にいがた産業創造機構等と連携し、起業時に利用できる低利融資や補助等の資金面・事業活動面での支援の充実を図るとともに、情報発信に努め、女性起業家への支援を積極的に行っていきます。	創業支援セミナーにおける女性受講者割合 H28:20.6%→H33:30.0%	・にいがた産業創造機構(NICO)のセミナーや出張相談、助成金制度の周知拡大 ・創業支援セミナー 参加者30人、内女性10人以上 (33%) ・創業個別相談会 参加者12人、内女性4人以上(33%) ・家内労働(内職)情報の周知	・にいがた産業創造機構(NICO)のセミナーや出張相談、助成金制度の周知拡大 ・創業支援セミナー(5回1クール) 参加者22人、内女性12人以上 (55%) ・創業個別相談会(2回) 参加者18人、内女性10人以上(55%) ・家内労働(内職)情報の周知	B	・新型コロナウイルスの影響により開催回数は減少したが、創業支援セミナー、個別相談会における女性の参加割合は目標に達した。 ・創業支援セミナー参加者にNICOが実施する出張相談や助成金の周知ができた。 ・新たに家内労働(内職)情報の発信ができた。	・創業者のニーズに合わせた創業セミナー内容の検討 ・創業希望者にセミナーや制度の情報をどのように周知するかが課題	・にいがた産業創造機構(NICO)のセミナーや出張相談、助成金制度の周知拡大 ・創業支援セミナー 参加者30人、内女性10人以上 (33%) ・創業個別相談会 参加者12人、内女性4人以上(33%) ・家内労働(内職)情報の周知
	19	【活 躍 ス ク 】 の 実 施 【活 躍 ス ク 】	躍 多 一 様 な 働 き 方 の 支 援 【活 躍 ス ク 】	働きやすい職場環境づくりのための啓発活動や、にいがた産業創造機構等と連携した起業促進に取り組んできました。引き続き関係機関と連携しながら、子育て等との両立が可能な職業訓練や職業紹介などを実施し、女性が活躍するために必要となるスキルの養成や人材育成を促進します。起業促進については、女性特有の課題を踏まえ、粘り強く諸政策を進めていく必要があります。雇用創出の観点からも、にいがた産業創造機構等と連携し、起業時に利用できる低利融資や補助等の資金面・事業活動面での支援の充実を図るとともに、情報発信に努め、女性起業家への支援を積極的に行っていきます。	・出張労働相談など、気軽に相談できる体制の周知や出張労働相談の実施の協力 ・労働相談のチラシ設置場所の工夫	・出張労働相談の周知及び市内開催支援 ・労働相談窓口の周知	C	従来の活動のみで、広報啓発活動の拡大が図れなかった。	多様な情報提供方法や周知方法に検討が必要。	・出張労働相談の周知及び市内開催支援 ・労働相談窓口の周知	商 工 観 光 課
躍 多 一 様 な 働 き 方 の 支 援 【活 躍 ス ク 】			働きやすい職場環境づくりのための啓発活動や、にいがた産業創造機構等と連携した起業促進に取り組んできました。引き続き関係機関と連携しながら、子育て等との両立が可能な職業訓練や職業紹介などを実施し、女性が活躍するために必要となるスキルの養成や人材育成を促進します。起業促進については、女性特有の課題を踏まえ、粘り強く諸政策を進めていく必要があります。雇用創出の観点からも、にいがた産業創造機構等と連携し、起業時に利用できる低利融資や補助等の資金面・事業活動面での支援の充実を図るとともに、情報発信に努め、女性起業家への支援を積極的に行っていきます。	・出張労働相談など、気軽に相談できる体制の周知や出張労働相談の実施の協力 ・労働相談のチラシ設置場所の工夫	・出張労働相談の周知及び市内開催支援 ・労働相談窓口の周知	C	従来の活動のみで、広報啓発活動の拡大が図れなかった。	多様な情報提供方法や周知方法に検討が必要。	・出張労働相談の周知及び市内開催支援 ・労働相談窓口の周知	商 工 観 光 課	
20	【活 躍 ス ク 】 の 推 進	【活 躍 ス ク 】 の 推 進	ワーク・ライフ・バランスの周知について、関係機関との連携によりポスターの掲示、パンフレットの設置を行ってきました。女性的職域の拡大、職業能力の向上のために必要な技術を取得できるよう、情報の収集と提供を行い、女性が企業の経営や方針決定過程に参画できる環境整備の推進を行う必要があります。今後も、ハローワークや関係機関と連携し、女性の労働環境の実態把握や労働環境改善への啓発、必要な技術取得のための情報提供を行います。また、市内において女性が働きやすい環境を整えている企業の紹介などを行います。	ハローワークや関係機関と連携し、女性の労働環境改善への啓発、必要な技術取得のための情報提供やセミナーを実施します。	・市役所各庁舎等へのポスターの掲示及びパンフレットの設置 ・企業メールを活用し、企業へ理解促進の啓発を行う。	C	従来の活動のみで、広報啓発活動の拡大が図れなかった。	劇的な理解促進は難しいことから、継続的な啓発活動が必要。特に、事業主の理解が重要なことから、事業主や管理職の理解促進に向けた取組が必要。	・市役所各庁舎等へのポスターの掲示及びパンフレットの設置 ・企業メールを活用し、企業へ理解促進の啓発を行う。	商 工 観 光 課	
		【活 躍 ス ク 】 の 推 進	ワーク・ライフ・バランスの周知について、関係機関との連携によりポスターの掲示、パンフレットの設置を行ってきました。女性的職域の拡大、職業能力の向上のために必要な技術を取得できるよう、情報の収集と提供を行い、女性が企業の経営や方針決定過程に参画できる環境整備の推進を行う必要があります。今後も、ハローワークや関係機関と連携し、女性の労働環境の実態把握や労働環境改善への啓発、必要な技術取得のための情報提供を行います。また、市内において女性が働きやすい環境を整えている企業の紹介などを行います。	ハローワークや関係機関と連携し、女性の労働環境改善への啓発、必要な技術取得のための情報提供やセミナーを実施します。	・市役所各庁舎等へのポスターの掲示及びパンフレットの設置 ・企業メールを活用し、企業へ理解促進の啓発を行う。	C	従来の活動のみで、広報啓発活動の拡大が図れなかった。	劇的な理解促進は難しいことから、継続的な啓発活動が必要。特に、事業主の理解が重要なことから、事業主や管理職の理解促進に向けた取組が必要。	・市役所各庁舎等へのポスターの掲示及びパンフレットの設置 ・企業メールを活用し、企業へ理解促進の啓発を行う。	商 工 観 光 課	
21	【活 躍 ス ク 】 の 推 進	【活 躍 ス ク 】 の 推 進	ワーク・ライフ・バランスの周知について、関係機関との連携によりポスターの掲示、パンフレットの設置を行ってきました。女性的職域の拡大、職業能力の向上のために必要な技術を取得できるよう、情報の収集と提供を行い、女性が企業の経営や方針決定過程に参画できる環境整備の推進を行う必要があります。今後も、ハローワークや関係機関と連携し、女性の労働環境の実態把握や労働環境改善への啓発、必要な技術取得のための情報提供を行います。また、市内において女性が働きやすい環境を整えている企業の紹介などを行います。	・家族経営協定25戸/年 ・女性認定農業者15人/年	・家族経営協定 3戸/年 ・女性認定農業者 延べ10人	C	制度の周知やメリットが浸透できず、計画目標を達成することは出来なかった。新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、各種研修会や懇談会等でのPR不足を感じている。	関係機関や農業関係団体等との連携を強化し、女性が活躍できる環境づくりの促進と制度の周知活動が大きな課題である。	・家族経営協定 3戸/年 ・女性認定農業者 延べ10人	農 業 委 員 会	
		【活 躍 ス ク 】 の 推 進	ワーク・ライフ・バランスの周知について、関係機関との連携によりポスターの掲示、パンフレットの設置を行ってきました。女性的職域の拡大、職業能力の向上のために必要な技術を取得できるよう、情報の収集と提供を行い、女性が企業の経営や方針決定過程に参画できる環境整備の推進を行う必要があります。今後も、ハローワークや関係機関と連携し、女性の労働環境の実態把握や労働環境改善への啓発、必要な技術取得のための情報提供を行います。また、市内において女性が働きやすい環境を整えている企業の紹介などを行います。	・家族経営協定25戸/年 ・女性認定農業者15人/年	・家族経営協定 3戸/年 ・女性認定農業者 延べ10人	C	制度の周知やメリットが浸透できず、計画目標を達成することは出来なかった。新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、各種研修会や懇談会等でのPR不足を感じている。	関係機関や農業関係団体等との連携を強化し、女性が活躍できる環境づくりの促進と制度の周知活動が大きな課題である。	・家族経営協定 3戸/年 ・女性認定農業者 延べ10人	農 業 委 員 会	
21	【活 躍 ス ク 】 の 推 進	【活 躍 ス ク 】 の 推 進	ワーク・ライフ・バランスの周知について、関係機関との連携によりポスターの掲示、パンフレットの設置を行ってきました。女性的職域の拡大、職業能力の向上のために必要な技術を取得できるよう、情報の収集と提供を行い、女性が企業の経営や方針決定過程に参画できる環境整備の推進を行う必要があります。今後も、ハローワークや関係機関と連携し、女性の労働環境の実態把握や労働環境改善への啓発、必要な技術取得のための情報提供を行います。また、市内において女性が働きやすい環境を整えている企業の紹介などを行います。	創業支援セミナーにおける女性受講者割合 H28:20.6%→H33:30.0%	・にいがた産業創造機構(NICO)のセミナーや出張相談、助成金制度の周知拡大 ・創業支援セミナー 参加者30人、内女性10人 (33%) ・創業個別相談会 参加者12人、内女性4人 (33%)	B	・新型コロナウイルスの影響により開催回数は減少したが、創業支援セミナー、個別相談会における女性の参加割合は目標に達した。 ・創業支援セミナー参加者にNICOが実施する出張相談や助成金の周知ができた。	・創業者のニーズに合わせた創業セミナー内容の検討 ・創業希望者にセミナーや制度の情報をどのように周知するかが課題	・にいがた産業創造機構(NICO)のセミナーや出張相談、助成金制度の周知拡大 ・創業支援セミナー 参加者30人、内女性10人 (33%) ・創業個別相談会 参加者12人、内女性4人 (33%)	商 工 観 光 課	
		【活 躍 ス ク 】 の 推 進	ワーク・ライフ・バランスの周知について、関係機関との連携によりポスターの掲示、パンフレットの設置を行ってきました。女性的職域の拡大、職業能力の向上のために必要な技術を取得できるよう、情報の収集と提供を行い、女性が企業の経営や方針決定過程に参画できる環境整備の推進を行う必要があります。今後も、ハローワークや関係機関と連携し、女性の労働環境の実態把握や労働環境改善への啓発、必要な技術取得のための情報提供を行います。また、市内において女性が働きやすい環境を整えている企業の紹介などを行います。	創業支援セミナーにおける女性受講者割合 H28:20.6%→H33:30.0%	・にいがた産業創造機構(NICO)のセミナーや出張相談、助成金制度の周知拡大 ・創業支援セミナー 参加者30人、内女性10人 (33%) ・創業個別相談会 参加者12人、内女性4人 (33%)	B	・新型コロナウイルスの影響により開催回数は減少したが、創業支援セミナー、個別相談会における女性の参加割合は目標に達した。 ・創業支援セミナー参加者にNICOが実施する出張相談や助成金の周知ができた。	・創業者のニーズに合わせた創業セミナー内容の検討 ・創業希望者にセミナーや制度の情報をどのように周知するかが課題	・にいがた産業創造機構(NICO)のセミナーや出張相談、助成金制度の周知拡大 ・創業支援セミナー 参加者30人、内女性10人 (33%) ・創業個別相談会 参加者12人、内女性4人 (33%)	商 工 観 光 課	

評価基準 A: 目標に沿った成果があり、このまま継続することが必要 B: 目標達成のため、活動の一部見直しを行いつつ継続すべき C: 本年度の活動では評価することが出来ないが継続必要 D: 事業実施の実績なし、事業実施の再検討(計画からの削除含む)

基本計画掲載項目			5年後の 具体的目標(指標)	R2年度計画(目標)	R2年度取組実績	R2 年度 評価	R2年度評価理由	今後の課題	R3年度計画(目標)	担当課
基本 目標	重点 目標	⑥ 市政における男女共同参画の推進	第2次基本計画期間の取組状況と 第3次基本計画期間における課題と方向性	・行政委員会における女性の構成比率 9.8%(H28)→10.5%(H33) ・審議会等における女性の構成比率 24.9%(H28)→28.0%(H33)	・審議会の女性登用拡大への配慮について、男女共同参画庁内推進会議に依頼(任命時及び女性登用状況調査時) ・行政委員会における女性の構成比率 (R元)18.8%→(R2)現状維持 ・審議会等における女性の構成比率 (R元)23.8%→(R2)24.0%	B	庁内に向けた周知・依頼を行ったが、構成比率はいずれも減少した。任期により比率が変化しにくい年度もあるため、任期満了時に配慮がなされるよう、継続して働きかけを行う必要がある。	積極的な配慮が行われるよう、各部署に対して、多様な考えを方針決定に反映させるといった、女性登用拡大の必要性の認識向上を図る必要がある。	・審議会の女性登用拡大への配慮について、男女共同参画庁内推進会議に依頼(任命時及び女性登用状況調査時) ・行政委員会における女性の構成比率 (R2)16.1%→(R3)現状維持 ・審議会等における女性の構成比率 (R2)23.5%→(R3)28.0%	企画政策課
		市民の参画機会の創出	市政懇談会については、年々参加者数が伸び悩み、若い人たちの参加が少ない状況であり、参加者や発言者は男性が多い傾向となっています。男女にかかわらず、市民の意見を市政に反映していく仕組みづくりを行っています。若い人や女性が興味を抱くテーマを取り上げるなどの工夫をし、男女問わず幅広い層の市民の参加により意見・提言しやすい機会の増加を目指します。また、一方的に市民が意見などを述べる場ではなく、行政と市民がそれぞれの立場で責任を持ちながら意見交換ができる場とします。	・来場者数の性別把握 ・市政懇談会への女性の増加	・昼間開催会場を図書館多目的室に設定することで、交通の便が良い、他の用務のついでに参加できる、といった利便性を高め参加を促す。 ・子育て世代の参加を促すため、子育ての駅「ほのぼの」の内部で開催することで託児所の予約を不要とする。また、開催時間を午前中とし、小さいお子さんの昼寝時間に重ならないよう配慮する。	C	市政懇談会の開催を中止としたため評価できなかったが、コロナ感染状況を見ながら、今後も市政への市民参画の場として開催することが必要と思われるため。	近年は自身の意見等をSNSなどでどこからでも自由な時間に発信することが可能となっている。そのような中、一方的な発信ではなく、それぞれの立場で責任を持ちながら意見交換ができる場として、若い人や女性を含む幅広い層の市民が興味を抱くテーマを工夫することが難しい。	新型コロナウイルス感染症の影響により、現時点で市政懇談会の計画を立てることが困難。開催可能となった際には、図書館や子育ての駅「ほのぼの」に加え、現六日町観光協会の跡地に設置を予定しているイノベーションセンター(仮称)などで開催するなど、男女幅広い年齢層が参加できる工夫を行う。	秘書広報課
			平成25年度より市政を身近に感じてもらい、若者が気軽に意見を言い合える場所づくりとして「若者まちづくり会議」を開催しています。今後もこれらの取組を活性化し、男女にかかわらず、市民の意見を市政に反映していく仕組みづくりを行っています。市内においても、市民団体などによる自発的な活動が芽生えはじめています。様々な場面において、誰もが参加しやすい雰囲気づくりに努めるとともに、若い人や女性が興味を抱くテーマを取り上げるなどの工夫をし、男女問わず幅広い層の市民の参加により意見・提言しやすい機会の増加を目指します。	若者まちづくり会議への参加者の増加	・特に女性参画を意識した取り組みは行わず、参加者における男女比率は概ね均衡していることから、これを今後も維持していく。 ・今後は3つのグループの活動を中心に展開していく。	D	未実施のため	自主的に参加する市民を見つけることが難しいことから、手法の根本的な見直しが必要だが、打つ手が無いのが現状	「若者まちづくり会議」が行われていないため、目標はなし。	U & I ときめき課
Ⅲ 誰もが安心して健やかに暮らせるまちづくり	DVの防止・対策の推進	⑦ 予防・啓発	これまで、ウェブサイトを活用してDVIに関する理解と予防啓発、DV相談窓口の周知を図ってきました。DVIによる被害は、引続き深刻な社会問題となっており、近年はSNSなどの広がりに伴い、これを利用した交際相手からの被害が一層多様化しています。また、生活の根拠を共にしない交際相手からの暴力(デートDV)など若年層の男女間における暴力も課題となっており、支援に当たっては、被害者の背景事情に十分配慮した、きめ細かい対応が必要となります。こうした状況を踏まえ、新しい形の暴力に対しても的確に対応したDVIに関する理解と予防啓発及び相談窓口の周知を図ります。	現在DV防止法の対象外になっているデートDV(同居していない交際相手からの暴力)で、中高生・大学生など若年カップルにも増加しているを含めた啓発活動の推進	●人権教室 ・市内小学校3校、5回(ほかは中止) テーマ:人権の花運動、人権について、「ぼくのきもちきみのきもち」・・・など ※市内中学校の一日人権擁護委員の日は全て中止	B	●新型コロナウイルス感染症の影響で啓発活動を縮小せざるを得なかったが、小学校では人権教室以外にも「人権の花」運動を展開し、成果報告を受けるなど、できる範囲での活動を行った。	●小中学校における人権擁護委員による「人権教室」の継続、再開 ●市報・ウェブサイトなどによる講演会などの情報提供	・小中学校における人権擁護委員による「人権教室」の継続 ・小学校10校 ・中学校4校 ・市報・ウェブサイトなどによる講演会などの情報提供(随時)	市民課
		相談支援	DV相談窓口お知らせカードやチラシを市役所の女性トイレに掲示し、周知を図ってきました。また、市の関係課と連携して情報の把握・共有をしており、相談体制が充実してきました。被害者からの相談に対応するための専門職(カウンセラー)を設置するなどの相談体制の充実が課題となっています。今後も随時相談可能な体制を保ち、関係する複数担当部署で情報を共有しあいながら、相談員のスキルアップと精神的負担の軽減を図っていきます。また、電話相談や窓口相談について個人情報や人権の尊重に配慮した相談しやすい体制整備に取り組みます。	SNSなどインターネット上のコミュニケーションツールの多様化による新しい形の暴力に対応した予防啓発と被害等の相談窓口の周知	・関係部署からの情報収集により潜在対象者に対して支援制度を周知し、迅速な対応を行う(随時) ・人権擁護委員による人権相談の継続 ・人権なんでも相談所9回 ・女性のための人権相談1回	B	●人権なんでも相談所5回(新型コロナウイルス感染症の影響により7月まで中止、8月から再開) ●女性のための人権相談11/11	●潜在対象者に対して支援制度を周知し、関係部署と連携して迅速な対応を行う。 ●人権擁護委員による人権相談の継続	・関係部署からの情報収集により潜在対象者に対して支援制度を周知し、迅速な対応を行う(随時) ・人権擁護委員による人権相談の継続 ・人権なんでも相談所9回 ・女性のための人権相談1回	市民課
				DV予防啓発活動の推進	ウェブサイトを活用してDVIに関する理解と予防啓発、相談窓口の周知を図る	新型コロナウイルス感染症の拡大とそれに伴う生活様式の変化で市民のストレスが大きくなったことによりDVの危険性が高まったため、国の開設したDV相談窓口をウェブサイト追加する等市ウェブサイトの更新を図った。	A	ウェブサイトを活用してDVIに関する理解と予防啓発、相談窓口の周知を図った。	ウェブサイトを活用してDVIに関する理解と予防啓発、相談窓口の周知を図る	ウェブサイトを活用してDVIに関する理解と予防啓発、相談窓口の周知を図る

評価基準 A: 目標に沿った成果があり、このまま継続することが必要 B: 目標達成のため、活動の一部見直しを行いつつ継続すべき C: 本年度の活動では評価することが出来ないが継続必要 D: 事業実施の実績なし、事業実施の再検討(計画からの削除含む)

基本計画掲載項目			5年後の 具体的目標(指標)	R2年度計画(目標)	R2年度取組実績	R2 年度 評価	R2年度評価理由	今後の課題	R3年度計画(目標)	担当課	
基本 目標	重点 目標	施策の基 本的方向									第2次基本計画期間の取組状況と 第3次基本計画期間における課題と方向性
			<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口の周知 関係部署、関係機関等との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> 市報11月1号に相談窓口の掲載 ポスター、チラシの掲示、配布 市役所や子育て支援機関、病院等に相談窓口案内カードを設置 	<ul style="list-style-type: none"> 市報11月1号に相談窓口の掲載 ポスター、チラシの掲示、配布 市役所や子育て支援機関、病院等に相談窓口案内カードを設置 	A	<ul style="list-style-type: none"> チラシやカードを配布、設置して相談機関・窓口の周知を図った。 関係機関と連携して相談者の支援にあたった。 	<ul style="list-style-type: none"> 市報11月1号に相談窓口の掲載 ポスター、チラシの掲示、配布 市役所や子育て支援機関、病院等に相談窓口案内カードを設置 	<ul style="list-style-type: none"> 相談者に寄り添った相談活動を行う。 児童虐待の困難ケースに対しては、要保護児童対策地域協議会で多機関連携しながら支援していく。 DV支援については相談者の安全を確保できる体制をとりながら、自立して生活できるよう関係機関と協働して支援していく。 	こども家庭サポートセンター	
	⑧	虐待・暴力の防止・対策の推進	<p>ウェブサイトを活用して児童虐待に関する知識と予防啓発、相談窓口等の周知を図っています。これまで、市報等による人権相談開催の周知や、市内の学校での「人権教室」の開催、家庭教育事業としてCAPワークショップ(子どもへの暴力防止プログラム)を実施するなど、きめ細かな啓発活動を実施してきました。</p> <p>今後も予防啓発活動を継続し、人権教育や学習機会の充実を図るとともに、電話相談窓口や南魚沼児童相談所の所在等を市民に広報し、周知に努めます。</p> <p>また、高齢者や障がい者への虐待についても認識を深め、市民及び関係者等への広報・啓発活動を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 人権擁護委員が実施する人権相談や、市内の学校での「人権教室」など啓発活動の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校における人権擁護委員による「人権教室」の継続 小学校10校 中学校4校 市報・ウェブサイトなどによる講演会などの情報提供(随時) 	<ul style="list-style-type: none"> ●人権教室 ・市内小学校3校、5回(ほかは中止) テーマ:人権の花運動、人権について、「ぼくのきもちきみのきもち」・・・など ※市内中学校の一日人権擁護委員の日は全て中止 ●市報掲載 ・子どもの人権110番強化週間8/28～9/3 ※祭りでの街頭啓発は全て中止 	B	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染症の影響で啓発活動を縮小せざるを得なかったが、小学校では人権教室以外にも「人権の花」運動を展開し、成果報告を受けるなど、できる範囲での活動を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ●小中学校における人権擁護委員による「人権教室」の継続 ●市報・ウェブサイトなどによる講演会などの情報提供 ●市報などによる相談活動の周知 ●街頭での啓発活動の再開 	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校における人権擁護委員による「人権教室」の継続 小学校10校 中学校4校 市報・ウェブサイトなどによる講演会などの情報提供(随時) 	市民課
	26		<ul style="list-style-type: none"> 関係部署、関係機関等との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> 要保護児童対策地域協議会代表者会議開催 児童虐待対応研修会開催 	<ul style="list-style-type: none"> 要保護児童対策地域協議会代表者会議文書開催 北辰小学校職員向け虐待対応研修会開催 民生委員児童委員協議会会議出席 等 	A	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との会議や研修開催をとおして、児童虐待に関する予防啓発と相談窓口の周知を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> コロナ禍での要保護児童対策地域協議会代表者会議開催 児童虐待対応研修会開催 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との会議や研修開催をとおして、児童虐待に関する予防啓発と相談窓口の周知を図る。 要保護児童対策地域協議会各種会議開催 児童虐待対応研修会開催 市内保育園、学校訪問 	こども家庭サポートセン	
			<ul style="list-style-type: none"> 障がい者相談窓口の相談件数の増加 509件(H28)→600件(H33) 理解促進・普及啓発のための研修回数 1回(H28)→6回(H33) 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との情報共有を図り、相談体制の整備に努め、虐待の早期発見や防止を図る。 市報を活用した啓発活動を実施する。 支援者、地域住民等のための研修会を実施する。 理解促進普及啓発事業 5回/年 	<ul style="list-style-type: none"> コロナ禍のため研修等実施回数は3回であり、多くはなかった。実施内容は以下のとおり。 障がい者理解に関する研修を「相談支援センターみなみうおぬま」と連携し民生委員に実施した。地域の相談支援体制が強化できるように努めた。 学齢期から理解する機会を持つ事は重要であるため、中学生を対象に障がい当事者(ピア)の方から研修会を実施した。 手話サークルの方が一般市民を対象に手話の普及啓発の会を開催した。 市の窓口への相談件数は474件。 広報啓発活動として市報に掲載した(差別解消、虐待防止、障がい者相談員、自閉症啓発デー)。 	A	<ul style="list-style-type: none"> コロナ禍でもあったため普及啓発の研修について多く実施はできなかったが地域の民生委員、学生、一般市民向けにそれぞれ実施できている。予防には障がい理解のための啓発活動が重要であり、今年度は広い分野の対象者に向け啓発活動が実施できた。 	<ul style="list-style-type: none"> コロナ禍であるため、以前のような形式での理解促進・普及啓発の研修実施は難しいが、障がい者理解のためには重要な取組であるため、今後も継続的に実施する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との情報共有を図り、相談体制の整備に努め、虐待の早期発見や防止を図る。 市報を活用した啓発活動を実施する。 ITも活用し、支援者、地域住民等のための研修会を実施する。コロナの影響もあるため、回数を見直した。理解促進普及啓発事業 3回/年 	福祉課	
			<ul style="list-style-type: none"> 高齢者虐待の基本的な知識について住民周知 高齢者の介護や生活支援を知る機会の充実により、知識や技能がないことによる高齢者虐待を予防 	<ul style="list-style-type: none"> 一般市民向け高齢者虐待防止啓発活動の実施 認知症サポーター養成講座(大人向け)、ふれあいサロン、老人クラブ、筋力づくり教室などの地域活動参加の機会を活用する。 民生児童委員への見守り、相談のつなぎを依頼 認知症対応事業とタイアップして「人の権利がまもられる暮らし」について自分事として考える普及啓発を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 市報2/1号に高齢者虐待防止の普及啓発と相談窓口を掲載。 認知症サポーター養成講座(成人向け)や地域のサロン等で高齢者虐待防止に向けた市独自のパンフレットを配布し、高齢者虐待予防には、「気づき」を放置しないこと、「早めの相談が解決につながる」をPRしてきた。 	B	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナ感染症の影響で地域の活動が自粛されたため、積極的に地域に出向いて普及、啓発活動をするには繋がらなかった。 高齢者虐待だけでなく、高齢期という心身の変化に伴って発生しやすい権利侵害に関して、高齢者自身や地域の人が知識をもつ機会として事業内容を見直し、地域で普及啓発することで、「自分の高齢期の権利擁護に備える」意識を醸成する機会として取り組んで行く必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 今年度は「高齢期の権利擁護に備える」として、高齢者虐待、消費者被害、自分の意思が自分で伝えられなくなった時へのそなえについて講話を準備。 筋力づくり教室やサロン、老人会の出張講座、市の出前講座に登録し、地域の高齢者や地域住民に普及啓発を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者虐待防止を含めた「高齢期の権利侵害予防・自分のこれからを今から考える(仮)」として市民向け講話プログラムを作成。一般高齢者向けに講話を行う。 市報に高齢者虐待防止に向けた早期発見・見守り活動の周知について掲載(高齢者見守り強化月間にあわせて実施) 	介護保険課	

評価基準 A: 目標に沿った成果があり、このまま継続することが必要 B: 目標達成のため、活動の一部見直しを行いつつ継続すべき C: 本年度の活動では評価することが出来ないが継続必要 D: 事業実施の実績なし、事業実施の再検討(計画からの削除含む)

基本計画掲載項目			5年後の 具体的目標(指標)	R2年度計画(目標)	R2年度取組実績	R2 年度 評価	R2年度評価理由	今後の課題	R3年度計画(目標)	担当課	
基本 目標	重点 目標	施策の基 本的方向	第2次基本計画期間の取組状況と 第3次基本計画期間における課題と方向性								
		相談支 援	市の関係課や関係機関と連携し、情報の把握・共有をしてお り、相談体制が充実してきています。今後も担当する複数部署 で情報を共有しあい、相談に対応する職員のさらなるスキル アップや、被害者の精神的負担の軽減を図る必要があります。 児童虐待については、より一層の専門的支援が必要となり、 相談対応専門職員の適正配置、スキルアップが必要です。個 別ケースと接する機会が多い職種を対象とした早期発見・早 期対応の啓発を図る研修の実施、医療機関との連携強化な ど、要保護・要支援児童へのきめ細かな取組を進めます。 高齢者虐待等は虐待が疑われるサインを見逃さないために、 民生委員・児童委員や介護サービス提供者等に対して継続し た研修を行うとともに、関係機関との連携を強化します。 また、電話相談や窓口相談について個人情報や人権の尊重 に配慮した相談しやすい体制整備に取り組みます。	市の関係課の他、人権擁護委 員、各種相談窓口の充実と周 知	・児童虐待、高齢者虐待など、関係部署か ら情報を得ながら潜在対象者への迅速な 対応を行う(随時) ・人権擁護委員による人権相談の継続 ・人権なんでも相談所9回 ・弁護士や司法書士の法律相談など市報 に掲載して周知(随時)	●人権なんでも相談所5回 ●女性のための人権相談11/11 ●司法書士による無料法律相談10/1～ 10/7 ●法の日くらしの無料法律相談10/4	B	●人権擁護委員による人権相談を実施(7 月までは新型コロナウイルス感染症の影 響により中止)。市報、チラシ、ポスターで 周知。	●潜在対象者に対して支援制 度を周知し、関係部署と連携し て迅速な対応を行う。 ●人権擁護委員による人権相 談の継続 ●市関係者や関係機関と連携 し、相談体制の充実	・児童虐待、高齢者虐待など、関係部署 から情報を得ながら潜在対象者への迅 速な対応を行う(随時) ・人権擁護委員による人権相談の継続 ・人権なんでも相談所9回 ・弁護士や司法書士の法律相談など市 報に掲載して周知(随時)	市民課
		27		・相談に対応する専門員のス キルアップ ・研修の充実	・相談者と信頼関係が築けるよう、相談者 に寄り添った相談を行う。 ・児童虐待の困難ケースに対しては多機関 で情報共有し課題を見つけ支援につなげ ていく。 ・DV支援については相談者の安全を確保 できる支援を検討しながら、自立して生活 できるよう関係機関と協同して支援してい く。	・児童虐待の困難ケースに対しては多機関 で情報共有し適時支援を行った。 ・DV支援については相談者の安全を確保 しながら、自立して生活できるよう関係機 関と連携・協働しながら実施した。	A	・関係機関と連携して相談者の支援を実施 した。 ・DV相談者の安全を確保するため細心の 注意を払いながら支援を行った。 ・児童虐待の困難ケースに対 しては多機関で情報共有し課題 を見つけ支援につなげていく。 ・DV支援については相談者の 安全を確保できる支援を検討 しながら、自立して生活でき るよう関係機関と協同して支援 していく。 ・DV支援と児童虐待対応の連 携	・相談者と信頼関係が築けるよ う、相談者に寄り添った相談を 行う。 ・児童虐待の困難ケースに対 しては多機関で情報共有し課題 を見つけ支援につなげていく。 ・DV支援については相談者の 安全を確保できる支援を検討 しながら、自立して生活でき るよう関係機関と協同して支援 していく。	相談者に寄り添った相談活動を行う。 ・児童虐待の困難ケースに対しては多機 関で情報共有し協働して支援していく。 ・DV支援については相談者の安全を確 保できる体制をとりながら、自立して生活 できるよう関係機関と協働して支援して いく。	こども家庭サ ポートセンタ ー
				・民生委員児童委員に対する 虐待に関する研修の継続実 施 ・「相談支援センターみなみ おめま」及び「福祉サービ ス提供者」等との一層の連 携 ・権利擁護部会による福祉 サービス提供者向け研修 会の開催回数の増加	・関係機関との情報共有を図り、相談体制 の整備に努め、虐待の早期発見や防止を 図る。 ・市報を活用した啓発活動を実施する。 ・支援者、地域住民等のための研修会を 実施する。 理解促進普及啓発事業 5回/年	・委託相談先での相談実績は延べ1003人 15,200件。委託相談先には社会福祉士な ど専門職を複数人配置している。 ・地域の支援者のスキルアップの為、ス キルアップ研修を1回実施した。	A	・専門職を複数人配置し、相談があった際 に、見逃すことなく適切な関係機関につ ながる体制整備に努めているが、相談件 数は前年に比べ増えてはいるが、コロナ により訪問等の機会が減少したためと考 えている。 ・コロナ禍のため、ZOOMを活用した研 修会を実施しスキルアップの機会を提 供した。今後も継続し実施の予定。	・コロナ禍のため、対面での面 談や訪問に留意しながら、引き 続き相談にあたる専門職がス キルを磨き続けられる環境を 整備、相談者の相談が適 切な関係機関につながるよう取 組が必要である。	・関係機関との情報共有を図り、相談体 制の整備に努め、虐待の早期発見や防 止を図る。 ・スキルアップ研修の開催。2回/年。 ・相談支援専門員が情報共有できる場 の設置。相談支援事業所連絡調整会 議の開催。12回/年。	福祉課
		高齢者虐待の関係機関・関係 者との連携の充実	・R元年度に引き続き「安心づくり・安心さ がしアプローチ」の考えにもとづく認知 症ケアの対応力を高める研修の実施 ・介護保険課新人職員への高齢者虐待 対応研修 ・養介護施設事業者等による高齢者 虐待防止に向けた介護サービス事業所 への啓発 ・虐待対応マニュアルの見直し	・「安心づくり・安全さがしア プローチ」の考えに基づく認知症 ケアの対応は、実施なし。 ・介護保険課新人職員に対する 高齢者虐待対応研修は市 町村の義務であるとの法的理解と、 電話相談や訪問時の気づきとそれ を伝える重要性を、ロールプレイ を交えて実施した。 ・養介護施設従事者等による 虐待通報あり。事実確認、その 後の改善計画指導を、介護保 険係主導で実施。 高齢者虐待対応マニュアルで、 判断に迷う点や、不明確な点を 洗い出した。	・「安心づくり・安全さがしア プローチ」の理論に基づく認知 症・高齢者虐待対応を地域 に定着させるために継続が望 まれるが、講師を関東から招 聘しなければならないこと、 演習が多い研修体系であるこ とから、令和2年度は感染症 対策のため実施を見送った。 ・介護保険課内研修を実施し たことで、市としての取組の 根拠と責務を課内で共有す ることができた。さらに「気 づき」の視点を持って日頃 の電話対応や訪問に活かし、 ささいな情報でも地域包括 にもたらされるようになった	C	介護保険課内新人職員を対 象にした研修の継続。 今年度は具体的にマニュアル 、対応手順の見直しと周知 を行い、効果的で効率よく スピード感をもった対応がこ れまで以上に行えるように する。「安心づくり・安全 さがしアプローチ」理論に 基づくカンファレンスの実 施などを蓄積していく。	・民生児童委員に対する 高齢者虐待の基礎知識と 民生委員の役割について 研修を実施 ・介護保険課内高齢者 虐待防止研修会を実施。 ・南魚沼市高齢者 虐待対応マニュアル、 対応手順の見直し を行い、関係機関に 周知する。	介護保 険課		
9	ハラ スメン トやい じめの 防	予 防・ 啓 発	人権意識を高め、差別や偏見のない男女がともに支え合う地 域社会の構築を図るため、あらゆる機会を捉えた啓発が必要 です。このため、主たる公共機関においてリーフレットの配布、 ポスターの掲示等を行っています。今後も広報活動による啓 発の継続や人権意識の啓発に努め、被害者がひとりでの悩み や苦しみを抱え込まないよう、ハラスメントやいじめの防止に 向けた啓発活動に取り組みます。	チラシ配布等の啓発回数 の増加	市内小中学校、総合支援学校及び保育園 認定こども園を訪問し、児童虐待の予防 啓発を図る。	学校、保育園訪問 50回	A	学校及び保育園訪問を実施し、予防啓 発を図った。	市内小中学校、総合支援学校 及び保育園認定こども園を訪 問し、児童虐待の予防啓 発を図る。	市内小中学校、総合支援学校及び保 育園認定こども園を訪問し、 児童虐待の予防や早期発見 のポイントをまとめたチ ラシを配布し、児童虐待 の予防啓発を図る。	こ ど も 家 庭 サ ポ ー ト セ ン タ ー
				・いじめを防止するための啓 発活動の実施 ・道徳の時間や特別活動など によるいじめに関する教育 の推進	・いじめを防止するための啓 発活動の実施 ・道徳の時間や特別活動など によるいじめに関する教育 の推進	いじめは人権侵害であるという認識を、 児童生徒だけでなく保護者への周知、 いじめを許さない雰囲気醸成している。 いじめの認知件数は軽微なものも積 極的にカウントし、早期の発見と 対応を行っている。	A	いじめの早期発見と解決に努め、重大 事案の発生がなかった。結果として 認知件数は増加しているが、積極 的な把握の結果と考えている。	SNSを介したいじめなど、把握 が難しい事案が増えつつある。 スマートフォンの所有と使用 ルールの徹底など、家庭と連 携した対応が必要。 加害者と被害者が入れ替わる ような、複雑な事案が発生して いる。	・いじめを防止するための啓 発活動の実施 ・道徳の時間や特別活動など によるいじめに関する教育 の推進	学 校 教 育 課

評価基準 A: 目標に沿った成果があり、このまま継続することが必要 B: 目標達成のため、活動の一部見直しを行いつつ継続すべき C: 本年度の活動では評価することが出来ないが継続必要 D: 事業実施の実績なし、事業実施の再検討(計画からの削除含む)

基本計画掲載項目			5年後の 具体的目標(指標)	R2年度計画(目標)	R2年度取組実績	R2 年度 評価	R2年度評価理由	今後の課題	R3年度計画(目標)	担当課	
基本 目標	重点 目標	施策の基 本的方向	第2次基本計画期間の取組状況と 第3次基本計画期間における課題と方向性								
		相 談 支 援 【 D V 】	市の関係部署と連携し、情報の把握・共有をしており、相談体制が充実してきています。今後も複数担当で情報を共有しあい、相談に対応する職員のさらなるスキルアップや精神的負担の軽減を図る必要があります。各学校では、これまでに一人ひとりの児童生徒に対するきめ細かい観察及びアンケート調査等による実態把握に努め、組織的にいじめなどの早期発見・早期解決を図ります。	・市内小中学校、学童保育などでの人権啓発の充実 ・広報誌等による相談窓口や子ども110番の周知充実	・法務局、人権擁護委員、県、小中学校と連携しながら啓発活動を継続 ・保育園訪問パネルシアター ・小学校人権教室10校 ・中学生一日人権擁護委員 ・中学生人権作文コンテスト ・市報掲載 ・子どもの人権110番強化週間	●啓発活動 ・保育園訪問パネルシアター4園 ・市内小学校3校、5回(ほかは中止) ・中学生人権作文コンテスト(市内4校参加) ※市内中学校の一日人権擁護委員の日は全て中止 ●市報掲載 ・子どもの人権110番強化週間8/28～9/3	B	●保育園児から継続して啓発活動を行い、成長に合わせた活動を行った。	●法務局、人権擁護委員、県、保育園、小中学校と連携しながら啓発活動を継続 ●関係機関と連携し、相談体制の充実	・法務局、人権擁護委員、県、小中学校と連携しながら啓発活動を継続 ・保育園訪問パネルシアター ・小学校人権教室10校 ・中学生一日人権擁護委員 ・中学生人権作文コンテスト ・子どもの人権110番強化週間 ・市報掲載	市民課
		29	相談を受ける担当者の研修回数の増加	相談対応職員が専門研修に参加しスキルアップを図る。	要保護児童対策地域協議会調整担当研修6回参加	相談対応職員が専門研修に参加しスキルアップを図った。	相談対応職員が専門研修に参加しスキルアップを図る。	相談対応職員の各種専門研修へ参加し職員一人一人のスキルアップを図る。	相談対応職員の各種専門研修へ参加し職員一人一人のスキルアップを図る。	子ども家庭サポート	
		いじめの早期発見と、相談支援体制の充実	教育相談及び支援体制を充実させることにより、関係機関と連携した相談支援を実施する。	スクールソーシャルワーカーの勤務日を週4日に増やしたが、一時期体調を崩したことから勤務日数は前年度並みとなった。関連する学校や関連部署と連携し、様々なケースについて対応を継続している。	勤務日を増やしたことで、問題を抱えた児童生徒に継続して係わることができている。学校からのオーダーを受ける学校教育課の窓口を集約し、スムーズに支援に入れる体制を整えた。	A	問題の多様化、複雑化にどう対応していくか。様々なケースに多機関で連携して対応していく必要があり、スクールソーシャルワーカーの負担が増えることが懸念される。	教育相談及び支援体制を充実させることにより、関係機関と連携した相談支援を実施する。	学校教育課		
⑩ D V ・ 虐 待 被 害 者 支 援 の た め の 連 携 体 制 の 強 化	関 係 機 関 ・ 関 係 課 間 の 連 携 体 制 づ く り 【 D V 】	被害者の居住地の自治体関係部署と連携し、被害者の支援を実施してきました。また、管内市町村の研修へ参加することにより、市町村間の連携がよりスムーズに行われ、迅速な対応をとることができました。住民票等の支援者の対応についても、関係部署との連携により住所情報が流出しないよう、被害者保護に万全を尽くしています。窓口での会話などから虐待や暴力を受けている可能性があれば、すぐに関係部署に連絡するよう、今後も職員のスキルアップと体制づくりを行います。	情報共有体制の充実	・被害者の居住地自治体関係部署との連携(随時) ・現在支援者に対して全庁体制で情報保護(随時)	●担当者会議への出席、職員のスキルアップ、関係部署との連携強化と情報共有	A	●被害者の居住地の自治体関係部署と連携して支援 ●住所情報が流出しないよう関係部署に周知	●住所等、個人情報の流出防止、管理に細心の注意	・被害者の居住地自治体関係部署との連携(随時) ・現在支援者に対して全庁体制で情報保護(随時) ・必要に応じて、相談機関や関係部署への紹介、情報提供	市民課	
		学校現場におけるいじめや人権侵害等の問題行動については「いじめ問題対策連絡協議会」等を活用し、原因を検証し、専門機関の協力を得ながら必要な措置を講じます。また、市いじめ防止基本方針及び各学校のいじめ防止基本方針に従って具体的に取組むとともに、関係機関との連携を強化します。	情報共有体制の充実	・転入転出等他自治体へ相談者が異動した場合、支援の切れ目を生じさせないよう迅速に自治体間で情報連携を実施する。 ・虐待対応及び支援のため各部署との情報共有を適時実施する。	・自治体間の情報連携は、対象者の異動があつてから二週間以内に実施した。 ・虐待対応及び支援のため各部署との情報共有とケース検討会議を適時実施した。	・転入転出等他自治体へ相談者が異動した場合、支援の切れ目を生じさせないよう迅速に自治体間で情報連携を行った。 ・虐待やDVが疑われる情報をキャッチした各部署の職員から通告や情報提供が行われた。	・転入転出等他自治体へ相談者が異動した場合、支援の切れ目を生じさせないよう迅速に自治体間で情報連携を実施する。 ・虐待対応及び支援のため各部署との情報共有を適時実施する。	A	・転入転出等他自治体へ相談者が異動した場合、支援の切れ目を生じさせないよう迅速に自治体間で情報連携を実施する。	・転入転出等他自治体へ相談者が異動した場合、支援の切れ目を生じさせないよう迅速に自治体間で情報連携を実施する。 ・虐待対応及び支援のため各部署との情報共有を適時実施する。	子ども家庭サポートセン
		学校現場におけるいじめや人権侵害等の問題行動については「いじめ問題対策連絡協議会」等を活用し、原因を検証し、専門機関の協力を得ながら必要な措置を講じます。また、市いじめ防止基本方針及び各学校のいじめ防止基本方針に従って具体的に取組むとともに、関係機関との連携を強化します。	「いじめ問題対策連絡協議会」等の継続的開催と専門機関との協力・支援体制の充実	引続き、南魚沼市いじめ問題対策協議会を定期的に開催していく。	いじめ問題対策連絡協議会を8/6に開催した。	重大事案の発生はなかったが、速やかな問題解決が図られるよう、継続して定期的に対策協議会を開催した。	重大事案が発生した際、速やかな会議の開催と、迅速な対応が必要。	A	重大事案が発生した際、速やかな会議の開催と、迅速な対応が必要。	引続き、南魚沼市いじめ問題対策協議会を定期的に開催していく。	学校教育課
		社会福祉協議会や民生委員・児童委員の活動を通じて地域や市民への啓発を行い、地域の予防力の向上を図ります。	学校などの依頼により、教育相談を実施 ・関係機関との情報共有を行い、連携体制を強化	・R3年度子ども・若者育成支援センター事業計画の策定 ・新たな当センター紹介チラシを作成 ・子ども・若者の支援従事者を対象とした事例検討研修会を実施	・R3年度子ども・若者育成支援センター事業計画の策定 ・新たな当センター紹介チラシを作成 ・子ども・若者の支援従事者を対象とした事例検討研修会を実施	・子ども・若者支援地域協議会など会議での関係機関への説明 ・当センターの紹介チラシに相談の流れを記載 ・市内の学校の教職員や児童・生徒の保護者へチラシ配布 ・市報での相談窓口の掲載 ・連携の促進につながる研修の実施	困難事例についての関係機関との連携	・相談体制のわかりやすい周知 ・学校の管理職や担当者への説明会 ・市内全児童・生徒の保護者へチラシの配布 ・市報での相談窓口の掲載 ・近隣市町の高校訪問 ・学校や学校教育課などとの連携強化 ・子ども・若者支援地域協議会での関係機関との情報交換や研修会の実施	子ども・若者相談支		
訪問などで家庭に接する機会の多い介護サービス提供者など被害者を取り巻く関係機関と連携・協力し、迅速で適切な対応を図り、被害者の安全確保と自立支援の充実に努めます。	民生委員児童委員に対する虐待に関する研修の継続実施	・昨年12月の民生委員改選により、新規の委員への虐待に関する研修の実施を継続し、新任民生委員児童委員の知識向上を図る。 前年度末から新型コロナの関係による研修会の中止、延期など対応しているが、定例会での研修予定についても未定となっている。 状況確認を行い、研修受講に努める。 ・虐待に関する研修会 3回予定	・9/4初任者民生委員児童委員県研修会 各地区1名計3名参加 ・市福祉保健部内業務内容研修(初任者) 大和地区民児協 17名 六日町地区民児協 28名 塩沢地区民児協 27名 計 72名/142名中 ・11/*児童虐待防止研修会【開催中止】	・初任者研修や各地区民児協の定例会での虐待研修に加え、11月の県民生委員協議会主催による児童虐待防止に関する研修への参加を計画していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となり、令和2年度についても受講できなかった。 ・民生委員児童委員が担う、地域福祉向上と相談機関へのつなぎ役として資質向上を目指す、高齢者虐待、児童虐待に対する適切な対応を理解し、相談などの対応が出来るように、研修の計画、啓発に取り組む。(令和3年度の市民児協の総会において「児童虐待の早期発見と初期対応について」の研修を実施。民生委員児童委員119名が参加)	・民生委員児童委員が担う、地域福祉向上と相談機関へのつなぎ役として資質向上を目指す、高齢者虐待、児童虐待に対する適切な対応を理解し、相談などの対応が出来るように、研修の計画、啓発に取り組む。(令和3年度の市民児協の総会において「児童虐待の早期発見と初期対応について」の研修を実施。民生委員児童委員119名が参加)	C	・民生委員児童委員が担う、地域福祉向上と相談機関へのつなぎ役として資質向上を目指す、高齢者虐待、児童虐待に対する適切な対応を理解し、相談などの対応が出来るように、研修の計画、啓発に取り組む。(令和3年度の市民児協の総会において「児童虐待の早期発見と初期対応について」の研修を実施。民生委員児童委員119名が参加)	・市民児協の総会において児童相談所長を講師に招き「児童虐待の早期発見と初期対応について」の研修を実施する。 ・各地区定例会において「子ども家庭サポートセンター」職員を講師として招き、虐待等に関する研修を実施し、特に新任委員への虐待に関する研修機会を設ける。 ・新型コロナ関係により各種研修会が中止や延期等の対応となっており、県民生委員協議会主催の児童虐待防止に関する研修も未定となっていることから、状況確認を行いつつ研修受講に努める。	・高齢者虐待対応状況と分析結果報告を行う。対象は市内の介護サービス事業所、医療機関、その他相談対応機関。(書面配布になる可能性が高い)居宅介護支援事業所介護支援専門員、小規模多機能型居宅介護施設に対して、早期発見の「気づき」を高める普及啓発を行う。(昨年度実施のアンケート結果を活用)	福祉課	
	情報共有体制の充実	高齢者虐待対応状況の報告会	毎年行われる国による高齢者虐待対応状況調査に加えて、市独自に認知症の症状やケア項目、虐待発生要因、虐待者のタイプ分類による独自の統計分析を行った。分析結果は介護サービス事業者に書面で報告をした。	R2年度は虐待の要因分析、虐待者のタイプ分類といった新しい視点を加えて分析した結果、認知症と高齢者虐待の関連が強いことが明確であるとともに、単に介護負担や認知症ケアのストレスといった単独の要因ではなく、高齢者虐待が発生していることが明らかになった。 変化や関係性に対する早期の「気づき」とそれを「繋げる」取組が必要である。	対応状況分析と結果報告は継続する。「気づき」と「適切なつなぎ」にむけて介護支援専門員にアンケートを実施。アンケート結果の分析を行い、介護支援専門員に対して「気になった段階で相談」を普及啓発する。様々な分野との対応協働ができる関係づくりを継続する。	B	対応状況分析と結果報告は継続する。「気づき」と「適切なつなぎ」にむけて介護支援専門員にアンケートを実施。アンケート結果の分析を行い、介護支援専門員に対して「気になった段階で相談」を普及啓発する。様々な分野との対応協働ができる関係づくりを継続する。	・高齢者虐待対応状況と分析結果報告を行う。対象は市内の介護サービス事業所、医療機関、その他相談対応機関。(書面配布になる可能性が高い)居宅介護支援事業所介護支援専門員、小規模多機能型居宅介護施設に対して、早期発見の「気づき」を高める普及啓発を行う。(昨年度実施のアンケート結果を活用)	介護保険課		

評価基準 A: 目標に沿った成果があり、このまま継続することが必要 B: 目標達成のため、活動の一部見直しを行いつつ継続すべき C: 本年度の活動では評価することが出来ないが継続必要 D: 事業実施の実績なし、事業実施の再検討(計画からの削除含む)

基本計画掲載項目			5年後の 具体的目標(指標)	R2年度計画(目標)	R2年度取組実績	R2 年度 評価	R2年度評価理由	今後の課題	R3年度計画(目標)	担当課		
基本 目標	重点 目標	施策の基 本的方向	第2次基本計画期間の取組状況と 第3次基本計画期間における課題と方向性									
防 災 ・ 災 害 対 策 へ の 女 性 の 参 画	⑪	31	進織女の 性 の 設 を 立 含 ・ 育 防 成 災 促 組	消防団女性隊が発足し、応急手当講習や防火啓発、ポンプ操作など多くの活動を行っています。中学生を対象とした「防災スクール」では女性消防団員も指導者の一員として活躍しています。 しかし、市民に対する女性消防団員の認知度がまだ低いこと、大規模災害発生時の組織的な役割分担が確立されていないことなどが課題となっています。 今後、現在実施している活動の継続と内容の充実に向けて、体制整備を図っていきます。	・女性消防隊の役割分担の充実 ・女性消防隊の確保(各方面隊毎)	女性消防隊の活動PRを継続して行い、認知度の向上と新入団員の加入促進を行う。	コロナ禍で活動が制限される中、女性消防隊SNSサイト(Facedook)への掲載で活動実績及び予防広報活動を行い市民へのPRをした。	A	活動が制限される中おおむね達成できた。 今後も活動をPRすることは継続していくが、消防本部からの提案だけでなく、女性消防隊の自主的な活動も必要である。活動内容の充実を図るうえで世代交代も考えていく必要がある。	女性消防隊の活動PRを継続して行い、認知度の向上と新入団員の加入促進を行う。	消防本部	
			画防 拡 大 ・ 災 害 対 策 に お け る 女 性 の 参	防災会議の委員に女性が加わり、男女共同参画の視点に立ち、地域防災計画の修正を行いました。しかし、避難所運営などの各種マニュアルの作成が遅れている状況です。 今後、女性の視点を反映し、マニュアル等の充実を図るとともに、備蓄物資など実働面で女性に配慮した体制構築を図ります。	防災会議の女性委員の増加 ・避難所等での女性の視点を反映したレイアウトのための間仕切り等の備蓄を増やす。 ・防災会議の女性委員の増加のため人選等の手法を検討する。	・避難所等での女性の視点を反映したレイアウトのため、段ボール間仕切り71セット、間仕切り用テント60セット、間仕切り用シート220枚の備蓄を増やした。 ・防災会議の女性委員を新たに1名任命した。引き続き女性委員の任命増加のため人選等の手法を検討する。	・避難所等での女性の視点を反映したレイアウトのため、段ボール間仕切り71セット、間仕切り用テント60セット、間仕切り用シート220枚の備蓄を増やした。 ・防災会議の女性委員を新たに1名任命した。	B	・女性に必要となる衛生用品の備蓄を検討する。 ・引き続き女性委員の任命増加のため人選等の手法を検討する。	・女性に必要となる衛生用品の備蓄をおこなう。 ・引き続き女性委員の任命増加のため人選等の手法を明確にする。	総務課	
	32	消防団女性隊の発足により、市の防災体制及び地域防災力の観点から、女性の参画が進んでいます。	各方面隊毎の予防活動充実化 ・防火パトロールや各種イベントに参加し予防広報活動を継続して行う。 ・各保育園に幼児防災教育をPRし、前年より実施回数を増やす。	・避難所等での女性の視点を反映したレイアウトのため、段ボール間仕切り71セット、間仕切り用テント60セット、間仕切り用シート220枚の備蓄を増やした。 ・防災会議の女性委員を新たに1名任命した。引き続き女性委員の任命増加のため人選等の手法を検討する。	コロナ禍でイベント参加、保育園の訪問は実施できなかった。しかし、防火パトロールは毎月開催することができた。今後の活動に向けイベントの準備や計画案を作ることができた。	B	活動が制限されていたが、できること行い今後に向けた活動ができた。	活動内容に見直しを図られているので継続し、実際に実行していくことが必要。	・防火パトロールや各種イベントに参加し予防広報活動を継続して行う。 ・各保育園に幼児防災教育をPRし、前年より実施回数を増やす。	消防本部		
性 差 を 踏 ま え た 生 涯 に わ た る 健 康 支 援	⑫	33	世 代 に 応 じ た 健 康 の 維 持 ・ 増 進 対 策 の 充 実	住民健診や健康教室、特定保健指導の充実に努めてきました。また、がん検診受診のPRや受診勧奨をするとともに、自殺予防、メンタルヘルスに関する事業を実施してきました。健康推進員体制も充実し、積極的に健康づくりのための地区活動を展開しています。また、筋力づくりサポーターや食生活改善推進員等地区組織とともに食生活改善や介護予防に取り組んできました。 しかし、各行政区から選出される健康推進員の男性の割合は、まだ15%となっており、健康に関することは女性が中心で、という認識が依然として存在します。 今後も、健康推進員が健康に関する研修会を受けて、①自分に対して、②家族に対して、③地域に対してのいずれかの行動ができるよう、ともに考え働きかけていきます。また、健康推進員等地区組織とともに、生活習慣の改善やがん検診の受診者数の増加等に取り組めます。	・男性の健康推進員の増加(2年任期・H29年度15% 次回H31年度改選) ・推進員が研修をきっかけに①自分でできること、②家族に対してできること、③地域に対してできることのいずれかの行動ができるように取り組む。(研修会アンケート:H28年度いずれかの行動ができそうとの回答80%、地区活動報告による把握) ・健康推進員や食生活改善推進員、筋力づくりサポーター等の地区組織や地域づくり協議会等と協働し生活習慣病の予防や改善、基礎健診・がん検診受診者数の増加に取り組む。	・第7期健康推進員の2年目活動年となるため市の健康課題を踏まえ、歯科保健、メンタルヘルスや運動を含めた生活習慣病予防等について学習し、健康に対する関心を高め、地区活動につなげられるようにする。 ・特に男性の健康意識を向上させるため男性参加者の多い地域づくり協議会等と連携を図る。 ・基礎健診、がん検診受診者数の維持	・地区活動の実施は0回。R1年度は29回実施あり。 ・男性の多い地域づくり協議会との連携を図っての開催等はなかった。 ・基礎健診、がん検診の受診者数はR1年度の受診者数の76%にとどまった。	B	・新型コロナ感染症予防のため、地区活動は積極的な開催を呼びかけなかった。地区活動の代わりに、健康推進員研修会の資料の回覧や配布は61件あった。 ・基礎健診、がん検診は、新型コロナ感染症予防のための全国的な緊急事態宣言を受け、開始時期を5月から7月に変更。集団での基礎健診は受診対象者を74歳以下までとした。感染により重症化のリスクの高い75歳以上の高齢者については9月から個別健診として実施した。 ・三密を避けるため健診会場での受け入れ人数を制限しながら実施。例年は事前申し込みのない受診希望者の受け入れをしてしたが、R2年度は3密を避けるため受け入れを行わなかった。また日程変更を希望した一部の申込者が受診できない事態も起きた。これらのことから、受診者数はR元年度より減少した。	・R3年度からの第8期の健康推進員の男性の選出は全体の17%であった。 ・健康推進員の活動について男性役員の多い地域づくり協議会との連携を図っていく必要がある。また、感染に留意しながらの地区活動の開催も検討していく必要がある。 ・今年度も新型コロナ感染症の予防に十分留意しながら健(検)診を実施する必要がある。特にがん検診については、緊急事態宣言区域において自粛が求められる「不要・不急の外出」に当たらないとして、国より着実な実施が求められており、受診率向上のための取り組みが必要。安心安全な健診をPRしていく。	・第8期1年目であり、健康推進員研修会(3回)で、市の健康課題を知り、生活習慣病予防、アルコールによる心身への影響、運動について学習しながら、健康に対する関心を高め、健康推進員に委嘱されたことの自覚を促す。 ・新型コロナウイルス感染症の状況をみながら、今年できる形での地区活動を支援する。 ・基礎健診、がん検診の受診率向上。	保健課
			⑬	34	外 国 人 が 安 心 し て 暮 ら せ る ま ち づ く り	ウェブサイトにおいては、日本語のほかに英語、中国語、韓国語の翻訳機能を搭載し、外国人に向けて情報発信を行っています。また、家庭ごみの分け方を英訳したガイドブックを掲載しています。また、平成26年に発行した市勢要覧では、記事概略の英訳を掲載し、外国人に向け市の魅力と政策の紹介を行っています。 ウェブサイトの翻訳は、自動翻訳であるため精度に限界があり、対応言語も費用面から3言語に限定しています。多様な言語に対応することは難しいのが状況で、利用率が高い英語を用いることが中心となります。ただし、市民の中で英会話ができる人は少ないのが現状です。 市からの情報を外国語により提供するだけでなく、食生活や生活習慣の違いもあることから、スーパーや医療機関などでも外国語表記を充実させる必要があります。また、日常英会話ができる人を育成するため、小学校の国際科の授業を充実させるとともに、幼稚園や保育園の段階で外国人と接する機会を増やし、幼いうちから食や生活習慣、文化の相互理解を高める取組を進めます。 公民館事業として日本語交流教室を開講し、外国人の方々の日常会話、日本の生活スタイル習得に努めてきました。教室を支える学校の先生、ボランティアスタッフの減少等により、教室の受講者数に限界があること、英語を通じた教室であるため、英語が理解できない外国人の方には対応できないことが課題となっています。グローバルITパークの推進等により、今後さらに外国人の増加が見込まれるため、今後も教室を維持し、課題解決に向けた検討を行っていきます。	外国人向けに市の魅力や政策を分かりやすく伝えるため、新たに市勢要覧などを作成する際は、表記内容の概要の英訳文などを掲載する。 幼いうちから食や生活習慣、文化の相互理解を高める取組を進め、日常会話が可能人材を育成する。 ・日本語交流教室の受講者数の増加 ・スタッフの確保、増員、育成	新CMSの導入時期に限らず、ウェブサイトの翻訳機能付加について検討する。	令和2年4月1日から多言語対応電子書籍化ソフトウェア(MCカタログポケット)を導入し、現在、主に市報については10言語で情報配信できる状態となっている。	B	カタボケの活用状況は主に市報の情報発信となっているが、これを様々な紙面での活用拡大を図りつつ継続することが必要と思われるため。	現在ウェブサイトでは、利用率が高い英語をはじめ、中国語・韓国語の3言語に対応しているが、新CMSでもこれと同様の対応で計画している。さらに多言語を必要とする場合、いくつの言語とするか判断および選定が難しい。
多 文 化 共 生 の 推 進	⑭	34	外 国 人 が 安 心 し て 暮 ら せ る ま ち づ く り	・国際大学と「インターナショナル・フェスティバル」を共催 ・市報及び学校教育課と連携して小学生を対象とした「インターナショナル・フェスティバル」周知	例年、国際大学と「インターナショナル・フェスティバル」を共催していたが、新型コロナウイルス感染症の影響のため実施できず、結果として多文化相互理解の取組を行うことができなかった。	C	例年、国際大学と「インターナショナル・フェスティバル」を共催していたが、新型コロナウイルス感染症の影響のため実施できず、結果として多文化相互理解の取組を行うことができなかった。	「インターナショナル・フェスティバル」以外にも多文化相互理解を促進する機会を検討する必要がある。	「インターナショナル・フェスティバル」以外に多文化相互理解を促進する機会を検討する。	企画政策課		
			34	外 国 人 が 安 心 し て 暮 ら せ る ま ち づ く り	・日本語交流教室の受講者数の増加 ・スタッフの確保、増員、育成	定住自立圏構想の一環として引き続き、魚沼市、湯沢町からの参加希望者を募るとともに、指導するスタッフに対し運営面での協力を図る。またスタッフ研修会の実施、新たなスタッフの発掘についての協力にも努める。 R2年度教室開催予定回数 90回(コロナウイルスによる休講分を加味) 新たなスタッフの発掘 目標2名	コロナウイルスの影響による公民館の閉館により六日町、大和両教室とも6月開講となった。六日町教室は、10月以降、受講者が0人という休講状態が続く、現在までほとんど受講者がいない状況となっている。 大和教室は、コロナウイルスの影響を受け母国に帰国できない国際大学留学生在が帰国できるまでの間、教室に参加する状況が9月まで続いたが、その後も参加者があり例年と同じくらいの講座が実施できた。 受講者とは基本的にマンツーマンで対応を行い、大和教室では、外国籍の小学生の宿題支援なども実施した。 教室開催回数 (R元) 88回→(R2) 69回 参加者延べ人数 (R元) 257人→(R2) 166人 支援者延べ人数 (R元) 360人→(R2) 240人	A	南北魚沼地域で外国人への日本語教育を通して日本での生活全般にわたる支援を行う団体は、「日本語交流ひろば」のみという自負のもと、継続して幼児、少年少女から成人層と幅広い年齢層の外国人への日本で暮らす上での支援を行っている。	日本語教室への参加登録者は多いが、登録後ほとんど参加しない方が多い状況が続いている。引き続き参加者が日本語を習い生活していく上で、この教室に来たいと思われるよう常に努力が求められている。また日本語教室を継続していくための指導者確保と受講者の要望に応えるためのスキル向上を引き続き図る必要がある。	本年度も定住自立圏構想の一環として引き続き、魚沼市、湯沢町からの参加希望者を募るとともに、指導するスタッフに対し講座実施に向けた協力を行う。参加者増に向け、新しく作成したチラシの配布等、公民館としても積極的にPRに努める。 R3年度教室開催開催目標回数 90回	社会教育課

評価基準 A: 目標に沿った成果があり、このまま継続することが必要 B: 目標達成のため、活動の一部見直しを行いつつ継続すべき C: 本年度の活動では評価することが出来ないが継続必要 D: 事業実施の実績なし、事業実施の再検討(計画からの削除含む)

基本計画掲載項目			5年後の 具体的目標(指標)	R2年度計画(目標)	R2年度取組実績	R2 年度 評価	R2年度評価理由	今後の課題	R3年度計画(目標)	担当課		
基本 目標	重点 目標	施策の基 本的な方向	第2次基本計画期間の取組状況と 第3次基本計画期間における課題と方向性									
	⑭	暮らしやすい環境整備	35	このまま、高齢者や障がい者等が利用しやすい公共施設の整備促進を目標に、自転車歩行者道の整備と六日町地区の電線共同溝の整備要望を関係機関に対して行ってきました。今後も引き続き高齢者、障がい者等が利用しやすい公共施設の整備促進を目指し、関係機関に対して働きかけていきます。交通機関について、南魚沼市公共交通協議会を立ち上げ、交通手段を持たない高齢者等の日常の足を確保し、交通空白地域を解消するため、市民バス運行を実施しています。PDCAサイクルによる見直しを行いながら、使いやすく、効果的、効率的な市民バスを運行し、公共交通ネットワークの構築を目指します。	・国土交通省による自転車歩行者道の未整備区間の整備事業化、六日町地区の電線共同溝化の推進 ・利用しやすく、効果的、効率的な市民バスの運行による公共交通体系の維持	・国道17号の歩道整備事業の推進要望を行う。 ・市民バス運行に関する市民ニーズを把握し、バス停の位置や運行路線の見直しを検討する。	A	・国土交通省に対し、国道17号の歩道未整備区間の歩道設置要望等を行い、六日町地区及び上一日市地区において、電線共同溝事業及び歩道整備事業が進められた。 ・市民バスの六日町駅前への乗り入れに合わせ、六日町駅での乗り継ぎを改善し、塩沢地域及び六日町地域(五十沢地区)から魚沼基幹病院へのアクセスを向上させた。	・直轄国道事業の推進には、要望活動が必要不可欠であり、事業完了まで継続的に要望活動を実施する必要がある。 ・新規事業の追加要望については、実施中事業の完了の見通しが立たないと難しい部分がある。 ・市民バスの見直しについては、市民の要望に基づき、必要な見直しを実施しているが、国の認可を受けた路線バスであるため、変更手続きに半年以上の時間を要してしまう。	・国道17号の歩道整備事業の推進要望を行う。 ・市民バス運行に関する市民ニーズを把握し、バス停の位置や運行路線の見直しを検討する。具体的には、地元要望に基づき、バス停の新設を5か所、時刻表の変更を1コースで実施する。	都市計画課	
IV	⑮	推進体制の整備	36	計画の進捗状況等について、毎年度施策や事業の達成状況や事業効果について評価を行い、改善事項を次年度以降の取組に反映し、その内容をウェブサイトで公表することにより、計画の効果的な推進とその周知に向けて取り組んできました。しかし、評価した内容を次年度の取組へ効果的に反映させる工夫がなされず、毎年同じ取組内容となってしまう施策もありました。そのため、定期的な評価や次年度の取組内容のチェックを強化し、効果的に事業が推進されるよう取り組みます。	計画の進捗状況等について、年度ごとに施策や事業の達成状況及び事業効果について評価を行い、改善事項を次年度以降の取組に反映。ウェブサイトにて評価内容を公表し市民への周知を図る。	各分野で行う評価や目標の設定が、適切に行われるようチェック様式を改善するとともに、市民にとって分かりやすい資料で公表して周知を図る。	A	各分野における取組結果とそこから見える課題が翌年度の目標に反映されたものとなるようチェックを行い、効果的な事業の推進を図った。	市民への周知にあたり、分かりやすい資料とする必要がある。	各分野で行う評価や目標の設定が、適切に行われるようチェック様式を改善するとともに、市民にとって分かりやすい資料で公表して周知を図る。	企画政策課	
		関係機関連携による事業及び地域や学校との連携	37	市民会議や公益財団法人新潟県女性財団との共催による講演会の実施や、市民会議の主催による講演会や研修会の開催により、市内の地域づくり団体や学校、企業と連携を図っています。これまで、市民の参加は多くないのが現状ですが、今後も引き続き、身近な問題として興味を持つテーマの設定や周知方法などを検討し研修を実施するなど、多くの参加が得られるような事業の展開を図ります。県及び市内の関係団体や関係機関と連携し、情報交換や、個人情報に配慮したうえで必要な情報の提供を行うなど、協力体制を強化します。	市民会議等の主催または市との共催による講演会や研修会の開催の増加	(公財)新潟県女性財団と男女共同参画地域セミナーを共催	C	(公財)新潟県女性財団共催の男女共同参画地域セミナーの実施を断念した。	身近な問題として興味を持つテーマの設定など、多くの参加が得られるような事業の展開を図る必要がある。	(公財)新潟県女性財団と男女共同参画地域セミナーを共催	企画政策課	
	女性職員の職業生活における活躍に関する状況の把握し、改善すべき事情について分析を行いました。女性職員の活躍を推進するため、市長部局等における係長・課長級への積極的な登用を進めることとしました。しかし、管理職への登用はまだ低い率にあります。また、固定的性別役割分担の意識があるため、職種や業務によって性別が偏っている部署もあります。そのため、能力による昇進の方針のもと、女性の登用を促進し、男女を問わない労働環境の整備を進めていくことが必要です。女性管理職への積極的な登用を進めることで、市政における政策決定への女性の参画が図られ、女性が個性と能力を発揮できる職場環境づくりを図ります。	・係長相当職(公安・医療職除く)における女性職員の比率 19.5%(H28)→35.0%(H33) ・管理職相当職(公安・医療職除く)における女性職員の比率 7.9%(H28)→10.0%(H33)	・女性職員の市長部局等における係長・課長級への積極的な登用を推進する。 ・係長相当職(公安・医療職除く)における女性職員の比率 28.0%以上 ・管理職相当職(公安・医療職除く)における女性職員の比率 6.0%以上	B	・女性職員の管理職への積極的な登用を推進し、R1数値よりは上回ることができた。 ・女性職員の係長の比率はR1より数値が下がった。	引き続き、能力による昇進の方針にともなって、女性の登用を促進し、男女を問わない労働環境の整備を進めていくことが必要である。	・係長相当職(公安・医療職除く)における女性職員の比率 28.0%以上 ・管理職相当職(公安・医療職除く)における女性職員の比率 9.0%以上	総務課				
⑯	市役所におけるワーク・ライフ・バランスと女性活躍の推進	38	女性職員の職業生活における活躍に関する状況の把握し、改善すべき事情について分析を行いました。女性職員の活躍を推進するため、市長部局等における係長・課長級への積極的な登用を進めることとしました。しかし、管理職への登用はまだ低い率にあります。また、固定的性別役割分担の意識があるため、職種や業務によって性別が偏っている部署もあります。そのため、能力による昇進の方針のもと、女性の登用を促進し、男女を問わない労働環境の整備を進めていくことが必要です。女性管理職への積極的な登用を進めることで、市政における政策決定への女性の参画が図られ、女性が個性と能力を発揮できる職場環境づくりを図ります。	・女性職員の市長部局等における係長・課長級への積極的な登用を推進する。 ・係長相当職(公安・医療職除く)における女性職員の比率 28.0%以上 ・管理職相当職(公安・医療職除く)における女性職員の比率 6.0%以上	・女性職員の市長部局等における係長・課長級への積極的な登用を推進する。 ・係長相当職(公安・医療職除く)における女性職員の比率 28.0%以上 ・管理職相当職(公安・医療職除く)における女性職員の比率 6.0%以上	B	・女性職員の管理職への積極的な登用を推進し、R1数値よりは上回ることができた。 ・女性職員の係長の比率はR1より数値が下がった。	引き続き、能力による昇進の方針にともなって、女性の登用を促進し、男女を問わない労働環境の整備を進めていくことが必要である。	・係長相当職(公安・医療職除く)における女性職員の比率 28.0%以上 ・管理職相当職(公安・医療職除く)における女性職員の比率 9.0%以上	総務課		
		職場環境の改善・長時間労働の削減	40	男性の子育て目的の休暇等の取得促進について周知していますが、休暇取得率は高い状況ではありません。男性の育児参加に理解を持ち、職場としてバックアップする姿勢が必要とされます。固定的性別役割分担意識により仕事に縛られ、子育てへのかかわりが不十分になっていく現状があるのではと推察されます。また、慢性的な時間外勤務が続く職場も多く、特に子育て中の職員の長時間労働は家庭に及ぼす影響が高くなります。こうした課題を解決するためには、ワーク・ライフ・バランスを推進することが、ますます重要になっています。時間外勤務の削減や業務に応じた適正な人員配置、休暇取得等の具体的目標を定めるなどの取組により、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。	・男性職員の育児に関する特別休暇の取得率の増加 73.1%(H28)→85.0%(H33) ・男性職員の育児休業等の取得率の増加 0%(H28)→5%(H33) ・超過勤務時間数が月45時間を超える職員数の減少 372人(H28)→250人(H33) ・職員1人あたりの年次休暇の取得日数の増加 11.8日(H28)→14.0日(H33)	・ワークライフバランスの実現に向け、時間外勤務の削減やノー残業デーの徹底等を全庁あげて取り組む。有給休暇取得強化月間を定める等、取得促進を喚起を行う。 ・男性職員の育児に関する特別休暇の取得率 85% ・男性職員の育児休業等の取得率5% ・超過勤務時間数が月45時間を超える職員数の減少 280人以下 ・職員1人あたりの年次休暇の取得日数 13.0日 ・出産、育児に関する休暇・支援等について、庁内LAN等を通じ周知を図る。	・男性職員の育児に関する特別休暇の取得率 (R1) 88.9%→(R2)81.8% ・男性職員の育児休業等の取得率 (R1) 5.3%→(R2) 3.0% ・超過勤務時間数が月45時間を超える職員数 (R1) 330人→(R2) 261人 ・職員1人あたりの年次休暇の取得日数 (R1) 12.5日→(R2) 10.5日	B	・時間外勤務削減への意識改革、ノー残業デーの徹底、終礼の実施、業務平準化の取組みを実施して、時間外勤務の削減に向けて取り組んだ。 ・今年度は8月を働き方改革推進強化月間、6月と10月を年次取得推進月間として、職員のワークライフバランスの推進に努めた。 ・子育て応援に関する事項について、庁内LANを通じて周知を行った。	ワークライフバランスの実現には、職員の意識改革、業務の効率化、業務の見直しを図るとともに、管理職のマネジメント能力の向上も必要である。	・男性職員の育児に関する特別休暇の取得率 82%以上 ・男性職員の育児休業等の取得率3.0%以上 ・超過勤務時間数が月45時間を超える職員数 300人以下 ・職員1人あたりの年次休暇の取得日数 11日以上	総務課

評価基準 **A**: 目標に沿った成果があり、このまま継続することが必要 **B**: 目標達成のため、活動の一部見直しを行いつつ継続すべき **C**: 本年度の活動では評価することが出来ないが継続必要 **D**: 事業実施の実績なし、事業実施の再検討(計画からの削除含む)

基本計画掲載項目			第2次基本計画期間の取組状況と 第3次基本計画期間における課題と方向性	5年後の 具体的目標(指標)	R2年度計画(目標)	R2年度取組実績	R2 年度 評価	R2年度評価理由	今後の課題	R3年度計画(目標)	担当課	
基本 目標	重点 目標	施策の基 本的方向										
		41	進特女 定性 事活 業主 躍主 推 行 進 動 法 計 に 画 基 の づ 推 く	職員が仕事と生活の調和を図り、女性職員の個性と能力が十分に発揮できるよう、第2期南魚沼市特定事業主行動計画を28年4月から平成33年3月までの5年間を期間として策定しました。 女性活躍推進法は10年の時限立法で、集中的な取組を目的としているため、人口減少対策や女性のキャリア形成に寄与するものとして、積極的な行動計画の推進を図ります。	南魚沼市特定事業主行動計画に掲げる各指標の達成	南魚沼市特定事業主行動計画に掲げる各指標の取組を着実に実施する。	取組は実施しているが、各指標の達成度は低い状況	B	特定事業主行動計画に掲げる具体的な取組についてほぼ着実に実施した。	取組は実施しているが、各指標の達成度は低い状況	南魚沼市特定事業主行動計画に掲げる各指標の取組を着実に実施する。	総務課
	防⑰ 止 と ハ ラ 策 の メ ン ク ン リ の な い 職	42	場ハ 環 境 ス ト レ ス の メ ン ク ン リ の な い 職	相手の意に反した性的な発言や言動を行うセクシャル・ハラスメントへの認知度は定着してきましたが、パワー・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等、あらゆるハラスメントも許されるものではないとの共通認識を職場全体で培っていかねばなりません。職員間のハラスメントに関する相談や苦情を公正・公平に処理するための職場における必要事項を定め、職員に周知することにより、すべての職員がお互いの人権を尊重しあい、ハラスメントのない良好な職場環境づくりを推進します。	・相談件数と内容の公表 ・啓発セミナーの開催回数	啓発セミナーを開催し、ハラスメントのない良好な職場環境づくりに取り組む。	・係長以上を対象としたハラスメント防止研修を開催し、セクハラ、パワハラを理解を深めるとともに、ハラスメント撲滅に向けてとるべき行動について学んだ。 ・庁内LANを通じて、南魚沼市ハラスメント防止指針を掲載し、周知を図った。	A	ハラスメント防止研修を開催し、ハラスメントのない良好な職場環境づくりに取り組んだ	ハラスメントについて認識は広がってきている。引き続き、職員一人一人がハラスメントについて理解を深め、ハラスメントを許さない、認めない、働きやすい環境づくりに取り組むことが必要である。	ハラスメント防止研修を実施する。庁内LANなどを通じて、南魚沼市ハラスメント防止指針の周知、理解を進める。	総務課
	⑱ ジ ェ ン ダ ー 統 計 の 実 施	43	供実男 施女 及共 び同 情参 報画 資に 料関 のす 取集 調、 査提の	市民会議によるアンケート調査や他部署で実施した調査結果をもとに、市民意識の資料として活用しました。 男女共同参画の視点は幅広い分野にわたっているため、他部署で行っている調査結果から資料として抽出することも重要であり、アンケート内容を検討し、情報共有し合える庁内の仕組みづくりが必要です。 啓発の浸透を図る指標としても、意識調査アンケートは必要であり、的確かつ比較的簡易に市民の考えを把握することが出来る手法等を研究するとともに、各部署で実施される講演会や事業の場において、簡易なアンケート調査を実施するなど、機会を捉えた意識調査の実施に努めます。また、アンケート調査実施の際は、男女別、年齢別のデータとして把握できるように設定とし、集計結果のわかりやすい市民への公表を進めます。	・市民会議によるアンケート調査や他部署で実施した調査結果の有効活用 ・男女共同参画に関する意識調査の実施	・行政区における女性役員の状況に関するアンケートを実施 ・他部署で実施するアンケート調査を活用した情報収集	行政区における女性役員の状況に関するアンケート(11月)	A	アンケート調査を実施し、情報収集及び集計結果を公表した。	集計結果を分析し、今後の取組に反映する必要がある。	・行政区における女性役員の状況に関するアンケートを実施 ・他部署で実施するアンケート調査を活用した情報収集	企画政策課

以下の計画に該当する施策については、施策名の後に次のとおり明記しています。

DV防止基本計画に該当する施策…【DV】

女性活躍推進計画に該当する施策…【活躍】